

立券荘号の成立

佐藤泰弘

【要約】 本稿では、立券の語義の変遷を八世紀から一三世紀まで跡付け、土地所有形態の変遷と荘園制の成立について論じた。

第一、八世紀～九世紀後半。土地を売買する際には官司(国司・郡司など)の認可を得ることが必要であった。立券は官司が認可を与えた売買契約文書を作ることの意味した。売買契約文書は土地を売却する者が官司に立券を申請するという書式を取っている。しかし実際は土地を買得する者が立券のために活動した。

第二、九世紀末～一世紀末。売買の際に官司の認可を得ることは行われなくなる。それとともに立券は、売買・譲与などで新しく土地を取得した者が郡司・刀禰の認可を得る手続きを意味するようになる。在地しない貴族等が土地を取得した時、所有権の保証を得て土地経営を安定化するために、郡司・刀禰に取得したことを通告した。所有者の代りにその庇護者が立券に介入することもあった。また、土地に課される税の免除を求めなどの特別な事情がある場合(特に荘園の場合)は国司を介して郡司に通告された。

第三、一世紀末～一三世紀中期。立券は荘園を設立する手続きを意味するようになる。立券の主体は郡司・刀禰から官使・院使や在庁官人へ移る。立券の具体的作業は、①土地調査である検注や、②荘園の境界に勝示と呼ばれる木製の標識を立てることが行われた。一二世紀中期までは①に重点が置かれ、それ以後は②が重視された。天皇・院の認可を得ることが荘園の要件になり、荘園は統治組織として公的地位を得るようになる。こうして荘園制が完成する。その後、一三世紀中期以降になると立券は行われなくなり、荘園制は新しい段階へと移行する。

史林 七六巻五号 一九九三年九月

序章 立券荘号と売買立券

立券荘号は荘園を設立するための手続きである。中田薫氏によると、公的手続きによって不輸不入の特権を持つ荘園が

設立されるのは一〇世紀中頃以降であり、それには官省符の申請と立券荘号という二つの行為を必要とした。官省符の申請とは荘園に対する一切の賦課の勅免を申請することであり、立券荘号とは不輸の勅免を得た荘園領主が官使とともに検注を行い、四至を堺して勝示を打つことである。^①

しかし「立券荘号」(立券して荘号を名乗る)という表現は一二・一三世紀になってようやく史料に現われる。^②中田氏が立券荘号として論じた事柄は史料上では単に「立券」と表現されている。中込律子・保立道久・西谷地晴美・上島享の四氏は、中田氏とは異なるそれぞれに独自の観点から立券について論じた。^③中込氏は一〇・一一世紀の郡郷司に固有の機能を検討した際、その一つとして私領の立券を取り上げ、郡郷司の立券が、国衙行政権の分割を伴う一二世紀以降の立券と質的に異なっていると論じた。保立氏は立券を勝示打ちつまり荘園の境界の確定として論じ、その際に現地で行われる儀礼に考察を加えた。西谷地氏は一一・一二世紀の立券を検討し、立券の対象となる所領に荘園・私領・国領(別名)のレベル差があることを指摘した上で、立券は検注をして立券状を作成することであると結論した。上島氏は中世における土地所有認定を論じた中で荘園設立の手続きに触れ、その根幹を立券(検注)と、勝示打ち及び不輸権付与とにまとめた。

中込氏と西谷地氏は考察に当たっての時期設定を異にし、中込氏が立券の質的な変化を論じ、西谷地氏が所領のレベルの差を論じている。また立券の具体的手続きについては保立氏が勝示打ちを、西谷地・上島両氏が検注を重視している。四氏はそれぞれに重要な論点を提示しているが、意見の一致を見ていない。立券について具体的かつ通時的に考察することが必要である。

土地の売買契約文書(売券)を作成することも立券と呼ばれた(売買立券)^④。西谷地氏は「立券」の本義は「券を立つ」ことであると論じ、所領立券の根本を立券状の作成に求めた。これは売買立券と所領立券の関連を考えた初めての試みである。しかし荘園を「立券」というような一つの動詞を「券を立つ」と分解して説明することが妥当であろうか。一〇世紀以降になると所領を「立券」するほか、紛失した公験を「立券」することも見える。^⑤これらの「立券」は「立つ」こ

とに意味の重点がある。「立つ」は「生きものや事物などがある地点にしっかり位置を占めさせ、上方に向けて直立させる」という語義を持つ。ただし「立つ」ことを「立券」と表現することの意味は、改めて検討する必要がある。そこで本稿では、売買立券の概略から始めて立券の変遷を辿り、立券荘号の成立を考えてみたい。そうすることで、土地所有形態の変遷と荘園制の成立について、従来とは別の観点から論じることができると思う。

① 中田「日本庄園の系統」『法制史論集』第二巻、岩波書店、一九三八年。発表一九〇六年。六一・六二頁。

② 「立券荘号」は、寿永二年閏一〇月二日後白河院庁下文案（『平安遺文』四一四）及び弘安三年四月日河内国金剛寺衆徒申狀（『大日本古文書』金剛寺文書、一二六頁）に見える。以下「平安遺文」は『平』と略す。

③ 中込「王朝国家期における国衙国内支配の構造と特質」『学習院史学』二三、一九八五年。保立「中世における山野河海の領有と支配」『日本の社会史』2、岩波書店、一九八七年。西谷地「中世的土地所有をめぐる文書主義と法慣習」『日本史研究』三三〇、一九八九

年。上島「庄園公領制下の所領認定」『ヒストリア』一三七、一九九二年。

④ 中田薫「売買雑考」『法制史論集』第三巻上、一九四三年）など。⑤ 康治三年正月一日観世音寺領大石山北両封并祀岐荘解案（『平』二五二三）、寛弘二年七月二九日藤原為賢牒（『平』四四〇）。

⑥ 岩波『古語辞典』補訂版「たて」⑦ 本稿では立券の手続き文書を中心に検討する。文書目録や種々の文書に見える立券について、および官省符荘など関連する事項は別の機会に譲る。また売買立券や個別荘園・荘園制に関する研究は極めて多数あるので、本稿では直接に依拠したものを註記するに止める。

第一章 売買立券——八世紀～九世紀後期——

立券の原義は「券を立つ」つまり「券文を作る」ことである。①しかし立券という言葉は文書一般の作成についてはなく、売券を作る場合に特徴的に用いられた。②

土地の売券は八世紀以降に多数残されているが、一〇世紀頃までの売券には国司・郡司の判が加えられているものが多い。八～一〇世紀の家地・墾田の売券を素材として研究が厚く積まれている中で、西山良平氏の研究は示唆に富む。③西山氏は八世紀末から一〇世紀末に作られた売券を作成通数・保管場所の点から検討し、I期Ⅱ貞観期（八五九～八七六）以前

とⅡ期Ⅱ元慶期(八七七)以後とを区別した。Ⅰ期では、国判と郡判とを共に得た売券は三通作られて国・郡・買人の許で保管され、郡判のみを得た売券は二通作られて郡・買人が保管した。Ⅱ期では、国司・郡司は売券を保管せず、買人の保管する一通のみが作成された。売券の作成通数と保管場所の変化は売買立券の性格の変化を表している。本章ではⅠ期に奈良時代の売券も含めて検討する。

売買の際には上申して官司(国司・郡司・京職)の認可を得る必要があり、売券は立券を申請する解式の上申文書として作られた。八世紀の売券に「国判聴許已訖」や「国判依レ請」という判があるように、官司の認可は解式の奥に加えられた判として示され、字面には官司の印が捺された。また八・九世紀の大和・山城国では「国判立三券(文)二」や「郡判立三券(文)二」という判が見え、国司・郡司は判を与えることが立券であると認識していた。立券の主体は申請を受けた官司である。

天平宝字八年(七六四)、越前国司は、東大寺が墾田を買得して立券を求めて賸送してきたので、「越前国司判」と書き出し、売買の経緯を記し、「以為ニ公驗」と書き止めた文書を与えた。^⑥これは通常なら売券の奥に加えられる国判が独立したものと思われる。国や郡の判・印を得た売券は公驗(官司の証明)の一種であり、^⑦売買立券は官司が売買の公驗を与える手続きである。

貞観一五年(八七三)の平群富益売券断簡は、「新券」を立てるまでの間、仮に「白紙券文」を立てると記している。^⑧白紙券文とは朱の官印を捺していない券文、つまり官司の判を得ていない券文である。^⑨白紙券文と自称するに相応しく、この売券の書止めは解式を取らず、^⑩売買当事者が官司に上申する意図を持たなかったことを物語っている。^⑪売買契約はこの文書によって成立しているが、白紙券文では新券を立てたことにはならないという当事者の意識を窺うことができる。この文脈において「白紙券文」と対比された「新券」が「新しい売買の公驗」を意味することは明らかであろう。

Ⅰ期において、官司の判を得た売券(売買の公驗)は複数作られ、官司と買人とが所持した。山本行彦氏によると、官司

は立券に際して古い公験に「毀」と記して失効させた。「毀」の事例は少数であるが、官司による公験の管理を表している。複数作られた売買の公験のうち、官司に保管されたものがどのように使用されたかは未詳であるが、買人の所持するものは土地の買得を証明する文書として用いられた。当時、通例では公験を持たない百姓の墾田は収公された^⑧。この公験は墾田開発の許可証と考えられる。公験が土地所有の証文となることは売買においても同様である。また貞観九年(八六七)、安祥寺所司は伽藍縁起資財帳を後代に伝えるため、官印を請うて公験とすることを企てている^⑨。資財帳を公験とすることで恒久的な保証が期待されている。売買立券が行われる理由は、官司の認可を得ることが法的に義務付けられているからだけではなく、最も確実な土地証文としての公験を得るためであったと思われる。

官司が売買を認可することは、官司が買人を新しい所有者として認定することである。そこで、売券は売人が立券を請うという書式を取るが、買人が立券のために積極的に活動した。①天平二〇年(七四八)に東大寺は小治田藤麻呂から墾田を買得し、売人解状に郡判・国判を加えた売券が作られた。この売券は太政官符によって伊賀国司に立券が命じられて作成されたものであり、東大寺が立券を申請したものとと思われる。②天平神護元年(七六五)三月一日、東大寺は因幡国司・国師に牒を送り、負物代として買得した墾田を立券するために立券使を派遣した。国司・国師は、四月二十八日、「墾田券文」を副え、立券した旨の返牒を送った。^⑩③弘仁一四年(八三三)の長岡郷長解は「即附買人一申送以解」と書き止め、奥には郡判が加えられている^⑪。買人が郡判を得ていない売券(郷長解)を携えて郡衙に赴き、郡判を得たと推定できる。④承和三年(八三六)に秦殿主は秦広野から家地一段を買得し、郷長解式の売券が二通作られた。この売券は郡判を得ないまま一四年が経過し、殿主から家地を譲り受けた秦永岑によって郡判を得て、嘉祥三年(八五〇)に立券された。^⑫

①は買人の働きかけて売券自体が作られたと考えられる。②では買人の使者が立券使として派遣されている。特に、③④のように売券に官司の判を得る手続きが買人に委ねられることが多かったのではなからうか。^⑬

売券の様式は郡司解状・郷長解状・売人解状など一様ではない。しかし官司(国司・郡司等)が解状(売券)の奥に判を

加えることが一期の立券の基本的手続きであり、それによって売買の公験が作られた。そのために買人は積極的に活動したのである。

- ① 「立券文」ではなく「造券文」と記した墾田売券も若干見られる。
- ② 讓狀・相博狀・施入狀・寄進狀を作ることが「立券」と呼ばれることはほとんど無く、これらの文書が上申文書の書式を取ることも稀である。また郡司・刀禰の証判を申請する解狀が立券申請の形式を取ることも稀である。日本の「券」は売買契約文書を表わす言葉として限定的に使用された可能性が高い。なお土地の賃租（売買の一形態）や奴婢・牛馬の売買でも立券された（『令義解』・『令集解』）。牛馬売買は官司に届ける必要がなく、立券の手続きは土地・奴婢とは異なる。本稿では立券荘号への展開を論じるために土地の売買立券を起点として考察を進める。動産・不動産などの所有権の移転全般と立券との関連について、および中国の立券との比較は別の機会に譲る。
- ③ 西山「平安前期「立券」の性格」（岸俊男教授退官記念会編『日本政治社会史研究』中、塙書房、一九八四年）。
- ④ 前者は天平二〇年十一月十九日小治田藤麻呂解（『大日本古文书』東大寺文書之二、東南院文書之二、四、六、九号。以下「東」二一四六九のように略す）、天平勝宝三年四月二日伊賀國阿拜郡司解（『東』二一四七〇）。後者は天平勝宝三年七月二日近江國甲可郡司解（『大日本古文书』編年文書之三、五一三頁）。
- ⑤ 「國判立券」は、天平宝字五年一月二七日大和國十市郡司解（『東』三一五九八）、延暦七年二月三日大和國添上郡司解（『平』五）、延暦十九年六月二日山城國紀伊郡司解案（『平』一八）、大同元年二月二〇日大和國添下郡司解（『平』二九）、弘仁八年八月一日山城國紀伊郡司解案（『平』四三）、承和八年一〇月九日山城國宇治郡司解（『平』七〇）、承和十四年六月二七日山城國宇治郡司解（『平』八六）、貞觀六年正月二日山城國紀伊郡司解案（『平』一四三）、貞觀十四年二月一日石川瀧雄解（『平』一六六）。「郡判立券（文）」は、貞觀十二年四月二日某郷長解（『平』一六三）、天曆六年一月二五日安岑高村解（『平』二六四）、天曆十一年八月一日置始乙連解（『平』二七〇）。
- ⑥ 天平宝字八年二月九日越前國司判（『東』二一五〇八）。
- ⑦ 公験については僧尼の証明書とか墾田の開発許可証のように限定的に考える論者もある（佐々木宗雄「平安中期の土地所有認定について」『日本史研究』二二九、一九八二年、五一頁以下）。しかし公験は公（官司）の験（証明）であり、官司が発効した証明書や、官司が判を加えた証明書を一般に表わす言葉である。
- ⑧ 貞觀一五年四月二五日平群富益売券写（前欠）（『平』一六七）。
- ⑨ 中野栄夫「白紙」について（井上光貞博士還暦記念会編『古代史論叢』中巻、吉川弘文館、一九七八年）。
- ⑩ 加藤友康「八・九世紀における売券について」（土田直鎮先生還暦記念会編『奈良平安時代史論集』上巻、一九八四年）六七四頁、西山前掲論文二八四頁。
- ⑪ 山本「日本古代における國家的土地支配の特質」（田名網安編『古代國家の支配と構造』、東京堂出版、一九八六年）、加藤前掲論文。
- ⑫ 弘仁二年正月二九日太政官符（『類聚三代格』卷一五）。

- ⑬ 貞観九年六月一日安祥寺伽藍縁起資材帳写(『平』一六四)。
 ⑭ 天平二〇年一月一九日小治田藤麻呂解(『東』二一四六九)。天平二〇年一〇月二七日太政官符案(『東』五一—二八)。
 ⑮ 天平神護元年四月二八日因幡国司牒(『東』二一五六六)、天平神護元年四月二八日因幡国国師牒(『東』二一五六七)。
 ⑯ 弘仁一四年二月九日長岡郷長解(『平』四八)。
 ⑰ 承和三年二月五日高田郷長解写(『平』五九)、嘉祥二年一月二〇日高田郷長解(『平』九二)、嘉祥二年一月二二日秦鯛女解(『平』九三)。加藤・山本前掲論文参照。また秦永岑が秦繩子から家地を買

第二章 所領の立券

第一節 立券と公験——九世紀後期〜一〇世紀末期——

Ⅱ期つまり九世紀後期から一〇世紀末期において、売券に国司の判は見られなくなり、郡判を加えたものが一通だけ作られ、買人が所持するようになる。ただし京職の場合はやや遅れる。天曆三年(九四九)四月九日七条令解は二通作られ、同七年閏正月三日に左京職判を得て、職と買人が保管した^①。

官司が公験を保管しなくなったことは公験の管理にも消極的になったことを意味する。公験の管理を明瞭に示すのは、新しい公験を立てた時に古い公験を毀つことであり、その終見が右に挙げた左京職の事例である。立券に対する官司の態度は大きく変化している。

延喜九年(九〇九)七月一七日秦岑吉解は「仍為後日公験、売買兩人并保証刀禰録署名、立券既畢之。以解」と書き止めている^②。解式であるが郡判を得ておらず、「立券既畢之」と記されている。解式の書止めは単なる形式であり、当事者に上申の意図は無かったと思う。売買立券は当事者間で完結している。これは先に検討した貞観一五年の平群富益売券

得た際の嘉祥二年七月二九日高田郷長解は同一のものが二通残されている(『平』九〇)。これについて西山前掲論文註37は保留しているが、郡判を得ることを予定して二通作られた売券が買人である永岑の手に渡され、郡判を得ないままに残されたものと思われる。

⑮ 現在郡判が加えられずに残されている売券の中にも、当事者の間では郡判を得ることを予定したものがあると思われる。売買立券を、現在の売券の状態のみで公券・私券の分類をすることは、立券の過程を考慮すると、不十分である。

と大きく異なり、売買当事者の意識も変化していることが窺える。

また「為後日公驗」とは「後日の証文として」という程の意味である。公驗は官司が与える証明に限定されず、私人間の証文も公驗と呼ばれている。公驗と呼ばれる文書の拡大（公驗の語義の変化）は、官司が公驗を管理しなくなることで表裏の現象であろう。

I期からII期にかけてのこのような変化は、一一世紀以降の郡判を得ない売券に接続する。一一世紀以降も売券には「立券」が定型句として用いられているが、そこには特定の手続きを表す重い意味を見出し難い。そしてその他に「放券文」という定型句も用いられるようになる。^⑤

しかしII期においても売買の際に郡司が立券した事例はある。それはI期とどのような異同があるのだろうか。二つの事例を検討しよう。

事例1 蔭孫正六位上源朝臣敏は笠小門と美作広並から本公驗（売人の所持する証文）を添えて、筑前国穂浪郡内の治田・家地・林を買得し、天慶三年（九四〇）三月七日、穂浪郡司に立券（立新券）を申請した。穂浪郡司は三月二三日付けの解状で立券の完了を報告している。以下、笠小門からの買得について検討する（後掲表I No. 1参照）。

笠小門売券は三月七日付けであり、敏が立券を申請した日付と一致する。敏は笠小門から本公驗と郡判を得ていない売券を受け取って、郡司に新券を立てることを申請し、売券に郡判が加えられて売買の公驗が作られたと推測できる。この限りでI期と共通している。

しかしこの立券には別の面がある。まず穂浪郡司は敏の牒を請けて、「立券雑財物」や「立券敏名既畢」と解状で報告した。この二つを合せて「雑財物を敏名に立券した」と読むことができる。これは「立券」が雑財物（治田・家地・林）を目的語とする一つの動詞として用いられた初見例であり、「立つ」ことに重点が置かれている。

また郡司解状は敏牒を請けて立券の完了を報告する請文である。売買立券が売券に判を与えて公驗とする手続きである

限り、郡司解状は敏牒と共に単なる手続き文書であるはずだ。しかしこの解状は「仍与ニ公驗」如件、謹解」と書止めており、郡判を加えた売券とは別に、解状自身も公驗とされている。

売券と解状という二つの公驗は証明する対象が異なっている。売券は敏が治田等を得たことを売買に即して証する。一方解状は「雜財物を敏名に立券」したことを証するのであり、売買とは離れて、その時点での治田等の所有者が敏であることを証している。新しい所有者の認定はⅠ期の売買立券の場合にも含意されていた。それが右の事例では立券の完了を報告する解状として独立しているのである。

事例2 高橋経二は大和国添上郡の家地三百歩を勧修寺別当雅慶に売却した（後掲表1 No. 4参照）。売券の日付は寛和三年（九八七）正月七日で、刀禰と郡司の判が加えられている。これに関連して同年二月一三日添上郡大岡中郷刀禰等解が残されている。この解状は立券を命じた二月一日の雅慶房帖を請けて、立券が完了したことを刀禰等が報告したものであり、刀禰が連署し、奥上には郡判が加えられている。売券の刀禰・郡司の判は、解状と同じである。売人高橋経二は刀禰・郡司の判を得ていない売券を雅慶に渡し、買人雅慶が郡司・刀禰に帖を送って立券を命じ、売券に判が加えられたと考える。

まず立券の主体に郡司とともに刀禰が加わっている。これは西山氏がⅡ期の立券では郡司が刀禰に積極的に依拠するようになる」と論じたことと通底する。

また雅慶は「公驗に任せ家地を立券」することを命じている。立券の対象が土地であることは事例1に共通している。では立券の根拠となった「公驗」とは何であろうか。

雅慶が買得した家地は、慶泉に宛行われ、更に法春に売却された。永延二年（九八八）の慶泉家地売券には刀禰・郡司の判が加えられている。これに関し、正暦五年（九九四）に大僧正寛朝房帖が出されている（後掲表1 No. 5参照）。この帖は法春が「買進」した家地一所を立券言上するように、「公驗一通を副」えて刀禰・郡司に命じたものである。法春は東大寺

五師であり、寛朝は永観二年から永延二年まで東大寺別当を務めている。法春は自領を立券するために、有力な僧の権威を募ったのであろう。^⑬

高橋経二売券の事例に照すと、慶泉家地売券の刀禰・郡司の判は、寛朝房帖の命によって加えられたものと推定できる。寛朝房帖は公験一通を副え、公験に任せて立券言上することを命じている。この立券では郡司を得る前の慶泉売券が郡に下されたはずであり、帖に添えられた公験一通は郡判を得ていない慶泉売券であったと推測できる。すると同様に、寛和三年に雅慶が立券を命じた際の公験は、郡司を得る前の高橋経二売券であったと考え得る。^⑭ 売券は立券の対象ではなく、立券の根拠となっているのである。

雅慶房領の立券を穂浪郡司解の表現に擬えて言えば、「家地を雅慶房名に立券」することになる。その具体的手続きは、雅慶が売券（公験）を郡司・刀禰の許に送って立券を命じ、郡司・刀禰が解状によって立券の完了を報告することである。この場合の立券は、雅慶の送った公験に基づいて当該家地が雅慶房領であることを、郡司・刀禰が認定することだと言うことができる。この場合も売券に郡判が加えられている。しかしそれは売券を公験とする判ではなく、解状の署判が売券にも加えられたものではなからうか。

一一世紀以降に郡判を加えた売券が消滅することを念頭に置けば、一〇世紀の二つの事例は立券の変化の相を表していると考え得る。^⑮ 立券は国司・郡司が売買の公験を立てる手続きつまり「券を立てる手続き」から、「所領を立券する手続き」へと変化する。この場合の立券はもはや「券」に重い意味はなく、「立つ」ことに重点がある。売買することで土地の所有権は不安定になる。「立つ」ことの語義を参考にするならば、「立券」とは売買による所有権の移転を定着・安定させるための手続きであると言うことができるだろう。それが具体的には、郡司・刀禰が公験に基づいて当該地が買人の所有であることを認定する手続きとして執り行われるのである。

赤松俊秀氏は一〇世紀に入ると百姓治田の立券が抑止されるようになると論じた。^⑯ しかしそれは売買において従来のよ

うな立券（官司に申請して売券に判を得ること）が行われなくなったからであり、また、立券の意味が変化したからであると思われる。

山田渉氏は文書を所持していること自体が所有権を主張する根拠になると論じている。^⑧これは立券の意味の変化と通底する。文書による所有権の証明が社会に浸透する一方で、文書に記された所有権を具体的な社会関係の中で実現する手続きが必要になる。それが「立券する」ことなのであろう。

文書の所持により所有権を主張することは売買に限らず、相続・譲与・寄進等、多様な土地所有権の移転に関しても当てはまる。そして、立券が「券を立てる手続き」から「所領を立券する手続き」へと変化するに当たって、立券は売買に限らず、相続・譲与・寄進等の多様な局面で行われるようになる。一〇世紀を通じて、立券は領主と郡司・刀禰の間で行われる所領認定の手續きとして一般化する。一〇世紀から一一世紀にかけて、多様な契機に立券を命令／申請する文書や立券を報告する郡司・刀禰の解状が残されている。それらについて、節を改めて検討しよう。

第二節 郡司・刀禰の立券——一〇世紀中期～一一世紀末期——

郡司・刀禰の立券は、中込律子氏が郡郷司の立券として論じている。中込氏は「私領の立券は本来的に、收取の側面を支配の基調とする国衙の統制下になされる職務ではなく、臨時雑役免除など国衙の賦課と関わる場合にのみ、国衙の命令下に立券が行われた」と述べ、立券は「郡郷司・刀禰による領有関係の確認と地子その他の得分権の保証」であり、「郡郷司は、在地秩序を背景にもつ在地の諸権利の保証者たる性格を有し」^⑨ていると的確に論じている。以下、これを補足しよう。

所領の立券を命令／申請する文書や立券を報告する解状（立券言上状）が残された事例は、前節で検討した二例も含めて、一〇世紀中期から一一世紀末期まで一九例ある（表一）。

										正税 雑役 官物	永承2(1047)10/5「禅林寺座主深観房牒」 永承3(1048)①/3伊賀国符案<653>…立券 ①/3伊賀国符案<654>…開発雑 役正税免 ①/7名張郡司解案<655> ①/17伊賀国符案<658>…新開田 官物免除
11	覚源	伊賀	筋川荘	自国	—	—	—	—	相統	官物 雑役	永承6(1051)3/8醍醐僧都覚源房牒案<689> 8/22伊賀国符案<691>
12	藤原信良	伊賀	矢川・中 村	自国	—	—	—	—	相統	—	康平7(1064)2/16散位藤原信良解案<991> 解状に国判,立券は却下
13	隆経	伊賀	矢川・中 村	自国	略	—	—	—	相統	正税	延久6(1074)7/6当麻三子所領売券<1098> 10/20売券に国判 承保2(1075)3/23売券に郡司・刀禰判 (参)<1099><1135> <1198><1261>
14	高階業房	大和	高殿荘	他郡	α	請	—	—	相統 相論	—	承保3(1076)9/3「越後権守高階業房解状」 9/3関白左大臣家政所下文案 <1132> 9/10高市郡司解案<1133>
15	高階業房	大和	豊瀬荘	他郡	β	立	—	—	相統 相論	—	承保3(1076)9/10高市郡司并在地刀禰等解 案<1134>
16	某	某	—	—	—	r	—	—	—	—	承暦3(1079)3/10刀禰解案(断簡)<1166>
17	能春	大和	(箕川 田畠)	他郡	—	—	—	—	相統 相論	—	承暦4(1080)3/10山村姉子所領売券<ホ18> 8/22興福寺政所下文<ホ19> 8/23大中臣時経解<ホ20> 8/23箕川村刀禰解<ホ21> 8/26興福寺所司勘文<ホ22> ⑧/29藤氏長者宣<ホ23> 9/24興福寺政所下文<ホ24>
18	藤原頼方	安芸	(所領畠)	自国	—	—	—	—	相統	—	応徳2(1085)3/16高田郡司藤原頼方解<1230> 応徳2(1085)3/16高田郡司藤原頼方解案 <1231>解状に国判
19	橘	某	大和	自郡	略	—	—	—	—	—	応徳2(1085)10/9橘某解案<1244> 解状に郡司・刀禰判

形式欄 自…所有者が立券を指示 他…所有者以外が立券を指示, 介入しているもの
郡…郡司・刀禰へ直接命令 国…国を介して命令
解状欄 α…郡司解状 β…郡司并刀禰解状 r…刀禰解状并郡判 略…略式
請…請文型 立…立券型
免除欄 便田…立券と同時に/後に便宜要門田を設定 雑役…立券と同時に/後に臨時雑役を免除
官物…立券と同時に/後に官物を免除 正税…立券と同時に/後に正税を免除
典拠欄 ○…閏月 「」…他の文書に引用されたもの <>…『平安遺文』の文書番号
ゴチック…立券言上状

立券荘号の成立（佐藤）

表 I 郡司・刀禰の立券

No	領主	国名	所領名	形式	解状	契機	免除	典 拠 / 手 続
1	源 敏	筑前	(治田等)	自郡	α立	売買	—	天慶3(940) 3/7 笠小門売券案<246> 3/7 「源敏牒」 3/23 美作広前男真生売券案 <247> 3/23 穂浪郡司解案<248>
2	藤原朝成	伊賀 大和	薦生牧 広瀬牧	自郡	α請 γ請	譲与	雑役	応和2(962) 8/20 転経院牧地去文案<276> 康保1(964) 9/17 「藤原朝成宅帖」 9/23 伊賀国名張郡司解案<278> 9/22 「大和国山辺郡符」 9/25 山辺郡都介郷刀禰解案 <279> 9/25 板繩杣四至紙繆記案<280> 11/15 東大寺告書案<281> 11/17 「藤原朝成宅帖」 11/23 「名張郡符」 11/23 名張郡夏身郷薦生村刀禰 解案<282> 康保2(965)12/19 名張郡夏身郷刀禰解案 <286>
3	橋 貞子	伊賀	湯船荘	他国	α立	相統 相論	—	安和3(970) 「橋貞子愁状」 3/4 「伊賀国符」 「藤原伊尹家告書」 天禄2(971) 5/22 阿拝郡司解案<304>
4	雅 慶	大和(家地)		自郡	γ請	売買	便田	寛和3(987) 1/7 高橋経二家地売券<323> 1/7 高橋経二家地直請文<324> 2/11 「勧修寺長官雅慶房帖」 2/13 添上郡大岡中郷刀禰等解 <326>
5	法 春	大和(家地)		他郡	—	売買	便田	永延2(988) 3/10 勧修寺别当房家地宛文 <329> 4/19 慶泉家地売券<331> 正暦1(990)11/28 慶泉家地直請文<344> 正暦5(994) 2/11 大僧正寛朝房帖<358>
6	雅 慶	大和	今木荘	自郡	—	寄進	便田	寛弘8(1011)12/ 法務大僧正雅慶房帖案 <460> (参考)<463~468>
7	藤原公任	播磨	有年荘	自国	—	公驗 焼失	雑役	長和4(1015)10/15 太皇太后宮大夫家牒 (朝野群載 卷7, 200頁)
8	藤原経通	伊賀 大和	薦生牧 広瀬牧	自国	α立	相統	—	万寿2(1025) 「藤原経通家牒」 10/— 「伊賀国符」 11/— 名張郡司解案<504>
9	権大納言	山城	石原御領	自郡	α立	—	便田 雑役	長元6(1033) 「仰事」 3/10 紀伊郡司解<523> 7(1034) 8/2 紀伊郡司解<525>
10	深 観	伊賀(箆川)		自国	α請	売買	開発	長久4(1044) 3/16 藤原実遠所領売券案<604>

立券言上状の書式は、 α 郡司解状型・ β 郡司并刀禰解状型・ γ 刀禰解状型の三種類に大別できる。 α ・ β は勿論、 γ の場合でも解状の奥に郡判が加えられており、立券言上状には必ず郡司が署判している。No.2は名張郡の立券言上状が二度作られた。一回目は α 型、二回目は γ 型である。二回目は刀禰に郡符が下されており、郡司は刀禰を指揮している。

また立券言上状の事書には請文型と立券型がある。No.14・15は同じ時の立券であるが、No.14が「大和高市郡司解、請、関白殿下政所御下文事」という請文型、No.15が「大和高市郡司并在地刀禰等解、申立券進、越後権守高階朝臣業房所領、田島堰并山野池等事」という立券型である。ただし請文型・立券型に実質的な差異はないように思われる。¹⁹⁾

伊賀国名張郡矢川・中村は藤原清廉↓藤原実遠↓No.12藤原信良↓当麻三子↓No.13隆経↓藤原保房と伝領された。No.13当麻三子所領売券の奥には、三箇月後に国判が、さらにその五箇月後に郡司・刀禰の判が加えられている。九世紀の売券では郡判・国判の順に判が加えられたが、この売券は国判・郡判の順である。隆経は国に立券を申請して国判を得た後、郡司・刀禰の判を得たのであろう。その後、藤原保房はこの売券について陽明門院庁への解状で「国司親房朝臣立券与判先了」と主張した。²⁰⁾また、No.19は立券を申請した解状の奥に刀禰・郡司が判を加えている。No.13・19は立券言上状を作らない略式と見做すことができる。しかし略式の場合は公験とは見做されない場合もあった(後述)。

立券の手続きは、新しく所領を得た領主が自領の立券を申請/命令する場合と、領主以外の者が介在して命令する場合とがある。中込氏は主に前者を扱っていると思われるので、以下では後者を検討する(表1形式欄参照)。

No.3 橘貞子は橘文懐から伊賀国阿拝郡の湯船荘を相続した。しかし橘輔弼が暗に妨げたので、貞子は「被_レ下_レ符在地郡_二任_三公験_一被_レ立券_一將_レ絶_三相論_一」と国に愁えた。国符が右大臣藤原伊尹家告書と共に郡に下され、文書の審理を行って理があれば、貞子名に立券せよと命じた。郡司は輔弼を尋問して、彼が公験を持っていないことを確認し、貞子に理があると決して立券した。菊池武雄氏は「貞子と右大臣家との間に、なみなみならぬ特殊関係が介在した」と考えている。²⁰⁾右大臣伊尹は貞子の庇護者として介入し、立券が円滑に行われるように圧力をかけたものと思う。告書とともに右大臣家使

が派遣された可能性は高い。

№5は前節で取り上げたものである。法春は慶泉から買得した家地を立券するために寛朝の権威を募った。

さらに、表には採用していないが、角好子が延暦寺法華堂に施入した軈結荘は、藤原師輔家牒によって立券された^②。師輔は良源と関係の深い檀越の一人であり、その息尋禪は良源の弟子である。天曆八年(九五四)に師輔は法華堂を草創しており、軈結荘の立券もその頃と思われる。有力な外護者が寺領の立券を遂行している。

以上の三例において、庇護関係が立券の実現を助けている。

№14・15高階業房は源頼房から喜殿荘・豊瀬荘を譲り受けたが、女子小野と相論になり、関白左大臣藤原師実家に訴えた。師実家は郡司・刀禰に、相論を弁決して立券するように命じた。業房は師実息師通の前駆を務めており、関白家家司高階為家の係累であろうか。

№17山村姉子が父兼道から相続した所領を、弟高末が押領して澄周院に売却した。そこで姉子は所領を興福寺知事能春に売った。姉子・高末の相論は能春・澄周院の争いとなり、能春は興福寺に訴えた。刀禰等によって理非が審理された後、興福寺政所は藤氏長者の裁許を仰ぎ、郷司・刀禰に「知事能春の名に立券」することを命じた。

一〇世紀後半の№3では右大臣家が国郡の相論裁許に圧力をかけた可能性が高い。一方、一一世紀後半の№14・15・17では相論の裁許者が立券の命令者になっている。有力な貴族が国郡の裁判機構に圧力をかける段階から、貴族の政所が裁許を下す段階へと変化している^③。これがどの程度まで一般化できるのかは更に検討の必要がある。しかし相論裁許を伴う立券も庇護関係の展開として位置付けることができるだろう。

立券の手続きは、郡司・刀禰に直接立券を命じる場合と、国に立券を求めて国から郡司に立券が命じられる場合とがある。後者について中込氏は免除との関係で論じている。

№10深観は藤原実遠より伊賀国名張郡の箭川を買得し、立券の申請と同時に、荒野の開発と新開田の地子・臨時雑役の

免除を国に申請した。伊賀国司は立券を命じる国司庁宣と、開発と免除(新開田の正税・雑役)を許可する国司庁宣とを別個に発給した。二通の庁宣は同日付けであるが、開発・免除の庁宣は立券が終了したことを前提としている。立券は開発と免除を許可する前提となっている。その後、さらに新開田の官物も免除された。そしてこの所領は、後に箭川荘と呼ばれるようになった。No.11寛源は深観から箭川荘を伝領し、立券と官物・臨時雑役の免除とを求めている。

確かに、国衙を介した立券は免除に関係している。しかしNo.2藤原朝成は一月一七日帖で、国衙を介さず、郡司に臨時雑役の免除を命じている。No.9では立券の翌年に権大納言家告書が直接郡司に下され、臨時雑役が免除されている。雑役免除は必ずしも国衙を経由しておらず、官物との性格の違いを示している。

免除の場合に必ず国衙を経由して立券が行われるとは言い難い。しかし立券は種々の特権を得るための前提となっている。No.4・5の家地立券は、家地に付属して領有を認められる便宜要門田の設定に深く関わっていると考えられる。法春が立券に際して寛朝の口入を求めた理由は、便宜要門田を設けるためかもしれない。

永保三年から応徳元年にかけて藤原保房は、矢川・中村をめぐる伊賀国司藤原清家と相論する。保房は相論の中で、矢川・中村が荘であると述べ、国郡の判が加えられた当麻三子売券(前述の略式立券)を証文として持ち出した。これに対して国司は「称庄園者依公驗相伝・数代免判・証拠分明、所得之号也」と論じて荘号を否定し、「件所前司藤原親房任終得替之刻所与判一歟。尋立券者親房一人也」と論じた。さらにこの売券を含めて保房が提出した三通の文書について、「爰檢件文書等之体、全非国郡之立券」と反駁した。官の裁許は所領であることを認めたが、荘号を退けた。

ここに見える「国郡之立券」は国司を経由した郡司の立券言上状であろう。そのような公驗を所持していることや代々の国司免判を得ていることが、荘号を名乗る条件とされている。検田を行って免除を認めるという一一世紀の収取制度を想起するならば、伊賀国司が定式化した荘園の条件は、一一世紀における荘園の定義であったと思われる。

郡司・刀禰の立券は荘園に限らない。しかしその中で国を経由して行われる立券は、荘園の正統性と密接な関係を持つ

ていた。No.12 康平七年、矢川・中村を実遠から伝領した信良は国使を下して立券することを国司に求めている。信良の企ては失敗したが、矢川・中村を荘として立券する試みであったのかもしれない。

立券の手続きは荘号を得るための必要条件である。しかし新任国司は前任者の認めた荘園をしばしば停廃する^⑩。荘園が確立するためには国司交替の際の荘園整理を生き延びる必要があった。伊賀国司が述べた「数代免判」とは、年数を経た荘園の由緒を表している。

領主は所領を立券するために使者⇨立券使を遣わした。No.2 藤原朝成の立券使清忠王は東大寺との相論を解決するため積極的に活動している。No.6 雅慶の使者が郡司の署判を押し取ったことは極端な事例であるとしても、立券使が立券の場に立ち合うことによって、郡司・刀禰に圧力を加えたこともあったと思う。しかし、立券使が立券言上状に連署することはない。このことは立券が郡司・刀禰の担う行為であることを物語っている。先に立券言上状に請文型と立券型があることを述べた。立券言上状の本質は請文であり、それが立券使の署判に加わらない理由であろう。

立券に際して相論が発生した場合、郡司・刀禰は立券を中断して相論が決着するのを待ち、自発的・職権的には相論を裁定しない。また相論を伴う場合には裁定が決ってから立券する。命じられなければ積極的に文書を審理しない。郡司・刀禰はNo.2「〔本〕公験」やNo.11「相伝文書之理」を根拠に立券する。領主の交替やその正当性は立券の前提となっている。郡司・刀禰は「在地秩序を背景に持つ在地の諸権利の保証者」という性格を持つ。ただしそれは職権的・積極的でなく受動的であり、そのような郡司・刀禰が地域の秩序の要であった。

立券は領主の交替に際し、その正当性を前提として、新領主を郡司・刀禰が認定する行為である。一方、領主にとって郡司・刀禰に領主の交替を披露することに他ならない。立券とは、領主と郡司・刀禰の間で行われる、披露と認定の手続きとすることができる。それによって所領は領主のものとして定着するのである^⑪。

No.7 藤原公任家は公験が焼失した時、播磨国に「如し旧立券所領字有年庄」することを求めた。この立券も所領の領

有を定着させ安定化するための手続きとして理解することができる。公験の紛失が所有権を不安定化し、改めて所有権を
確認するために立券されたものと思われる。^⑧

「凡田地領掌之道、各任三相伝公験之理、立券領掌者也」^⑨これは所領領有の一般的法理のように見える。しかし、立券
を命じる領主は在京している場合が多い。また他の権威の介入を求めた領主も多くは在地性が薄い。在地性の強固な領主
や一般の住人は日常生活の中で所有権の移転が確認されており、^⑩領主権が脅かされた場合や便宜要門田を設けるような特
別な場合を除き、立券を必要としないのであろう。極端なことを言えば、立券は都市領主・貴族のための手続きであり、
その行為自体が身分的性格を帯びているのである。

延久六年（一〇七四）、隆経が使を遣わして矢川・中村の四至を堺し、四至の内を立券しようとした時、大中臣助信が現
われて夏身郷字倉迫上に立ち、「ここを以て中村と夏身との堺とする」と言った。そこで寺使（立券使と考えられる）は清友
の北の大木を堺とした。^⑪ Na 2 薦生牧も立券の際に東大寺領板蠅袖と堺相論が起った。立券するためには所領の四至を明
らかにする必要があり、その過程で隣接する他領との関係が調整されたのである。

寛治二年（一〇八八）、保房が矢川・中村に定使を派遣した際、実遠は加地子を取らなかつたが、隆経は他の在京領主と
同じく立券の時以来加地子を取ったと、在地古老が述べた。^⑫古老は立券の時を加地子徴収の起点と記憶している。^⑬立券の
時に住人が領主に納める地子・加地子等が定められ、住人と領主との関係が更新されるのだ。

在京領主が田舎の所領を経営するためには、郡司・刀禰の認定を取り付けることが重要であつたのだろう。その理由は
経営機構の未熟さにも求めることができると思う。一〇・一一世紀においては、郡司・刀禰が経営を支えた部分があつた
ことになる。在京領主は所領を経営する環境を整える一環として、郡司・刀禰の認定を取り付けると共に、国衙や住人・
他領主との関係を調整するために、所領の立券を行ったのである。

以上の考察は主に、様々な経路を経て荘園領主の許に伝来し残された文書による事例分析である。治安四年（一一二四）、

大和国司源政職は賀茂道守を追捕して所領等を没官した。この事件に巻き込まれた維摩会菓子御園司等は所領が国領に立券されたと訴えた（九条家本『延喜式』紙背文書¹⁴）。立券が所有権の変動を定着させる手続きであるならば、一般に没官の場合も立券された可能性は高い。

- ① 天曆三年四月九日七条令解（『平』二五〇）。
- ② 延喜九年七月一日奏寄吉解（『平』二〇〇）。
- ③ 売券の変遷については別に考えてみたい。なお中田「売買雑考」参照。
- ④ 天慶三年三月七日笠小門治田等売券案（『平』二四〇）、天慶三年三月二日故追捕長美作広並男真生等治田売券案（『平』二四七）、天慶三年三月二日筑前国穂浪郡司解案（『平』二四八）、天慶三年四月五日源敏難財物施入状案（『平』二四九）。
- ⑤ 美作広並からの買得地はやや複雑であるが、立券の基本的な手続きは同様である。
- ⑥ 寛和三年正月七日高橋経二家地売券（『平』三三三）。
- ⑦ 寛和三年二月一日大和国添上郡大岡中郷刀禰等解（『平』三二六）。
- ⑧ 菅野文夫「手継証文の成立」（『歴史』七一、一九八八年）一五頁註14も指摘している。
- ⑨ 永延二年三月一日雅慶家地宛文（『平』三三九）、永延二年四月一日九日慶泉家地売券（『平』三三二）。
- ⑩ 正暦五年二月一日大僧正寛朝房帖（『平』三五八）。
- ⑪ この家地は法春から賢信へと伝領されている（長徳元年一〇月五日賢信家地売券『平』三六六）。法春が寛朝に「買進」したのは寄進と読めるが、立券のために寛朝の権威を募ったものと思われる。
- ⑫ 堀池春峰「東大寺別当次第」（『阿田文術編』『新修園分寺の研究』第一巻、一九八六年、吉川弘文館）。
- ⑬ 菅野前掲論文は雅慶房帖の「任公験立券」の「公験」を、高橋経二売券ではなく、一つ前の売券と考えている（一三頁）。
- ⑭ 検討した立券の事例は筑前・大和と隔たっており、京職とともに地域的偏差を考慮すべきかもしれない。この点更に考えたい。
- ⑮ 赤松「領主と作人」（『古代中世社会経済史研究』、平楽寺書店、一九七二年、巻表一九六六年）。
- ⑯ 山田「中世的土地所有と中世的所有権」（『歴史学研究』別冊特集東アジア世界の再編と民衆意識、一九八三年）。
- ⑰ 中込「王朝国家期における国衙国内支配の構造と特質」五五頁。以下で表1の事例に言及する場合は、Noを示して出典にかえる。
- ⑱ No.14喜殿荘は高市郡なので書出しが「大和国高市郡司」であり、No.15豊瀬荘は高市郡・十市東郷にまたがっているため「大和国高市郡司并在地刀禰等」である。高市郡司が十市東郷の刀禰も指揮していることは興味深い。なお立券は基本的には所領所在地の郡司・刀禰が行う。No.2では「他撰刀禰等急難立券件薦生御牧」とある。
- ⑲ 永保二年二月日陽明門院序下文案（『平』二一九八）。
- ⑳ 菊地「日本の『告書』に就いて」（『東京大学史料編纂所報』一三、一九七八年）二二頁。
- ㉑ 天禄三年（九七二）五月三日天台座主良源遺告（『平』三〇五）。
- ㉒ 平林盛得「良源」（『吉川弘文館』一九七六年）。
- ㉓ 『大日本史料』第一篇之一〇、一二三頁。
- ㉔ 『水左記』承暦元年二月一四日条。

②⑥ 前者は『類聚三代格』卷一九、延喜五年一月三日太政官符(六一八頁)に見える王臣家の在地における裁判権行使に關連する。後二者は大和国における撰闕家の特殊な権能も考慮すべきであろうか。

②⑦ 黒田日出男「私營田領主藤原実遠と「菟鹿」の立庭」(『日本中世開発史の研究』、校倉書房、一九八四年。發表一九七八年)。

②⑧ 泉谷康夫「公田變質の一考察」(『律令制度崩壊過程の研究』、鳴鳳社、一九七二年。發表一九五九年)。

②⑨ 応徳元年三月二日官宣旨案(『平』一二二〇)、『平』一二〇五。

③⑩ 佐藤泰弘「平安時代の国の検田」(『史林』七五―七五、一九九二年)。

③⑪ 曾我良成「国司申請荘園整理令の存在」(『史学研究』一四六、一九七九年)。

③⑫ 黒田日出男「板繩袖・薦生牧と四至」(『日本中世開発史の研究』、發表一九七八年)。

③⑬ 西山良平「刀禰證署」私考(『奈良古代史談話会編『奈良古代史論集』第一集、奈良古代史談話会、一九八五年)一三三頁。

第三章 立券 荘号

第一節 官使・院使の立券——一世紀末期～二世紀中期——

郡司・刀禰の立券は一世紀末期以降に二つの方向(A型・B型)に変化する。それは立券言上状に明らかである。A型の立券言上状は郡司に替って荘官が刀禰の上位に署判し(表Ⅱ)、B型は刀禰が署判せず在庁官人が加わっている(表Ⅲ)。

またA・B型に共通して立券言上状の書出しに差出所が記されなくなる(表Ⅱ・Ⅲ書出し欄参照)。B型№1は「」郡司解」と書出す阿波国三好郡司解であり、№5は「在庁官人」と書出している。しかしこの二例以外は差出所を欠いている。例えば№38は「立券」と書出し、直ちに改行して「言上 春日社御領富田庄四至勝示田嶋在家等事」と続け、「立

②④ 立券は郡司・刀禰による所領安堵と言うこともできる。

③⑮ 「焼亡紛失公驗」を「立券」するという事例も理解しやすい(寛弘二年七月二十九日藤原為賢牒、『平』四四〇)。ただしこの場合も在地郡司に立券を命じている。実情は№7と同じだろう。

③⑯ 治安四年三月九日興福寺維摩会菓子御園司等解(『平』四九七)。また、万寿三年一〇月八日僧真範書状(『平』五〇六)にも「立券領掌」と見える。

③⑰ 所有権の社会的保証については西谷地「中世的土地所有をめぐる文書主義と法慣習」参照。

③⑱ 承保三年一〇月一三日伊賀国名張郡司并刀禰等解案(『平』一一三五)。

③⑲ 寛治二年六月一日定使泉光国解案(『平』一二二六)。

④⑩ 西谷地「中世成立期における「加地子」の性格」(『日本史研究』二七五、一九八五年)一二頁註10参照。

④⑪ 治安四年三月九日興福寺維摩会菓子御園司等解(『平』四九七)。

表Ⅱ A型の立券言上状

年(西暦) 月 日	署判者	書 出	『平』
嘉保2(1095)年3月15日賀茂荘別符立券状案	刀禰(荘司)	謹辞 立券進別符御庄田島坪付事	1342
嘉承1(1106)年11月27日黒田荘刀禰等請文	専当・刀禰	跪請 御下文一紙事	1667
長承2(1133)年7月 日矢川等田島立券状	下司・刀禰	注進 伊賀国名張郡田島立券注文事	2282

表Ⅲ B型の立券言上状（立券文）

№	年(西暦) 月/日	領主名	国	荘名	記載内容		署判者				書き出し	典拠		
					四	目	坪	官	在	郡			荘	その他
1	寛治4(1090)10/9	賀茂社	阿波	福田荘	+	+	+	+	+	+	郡司解…	1288		
2	康和4(1102)7/15	東寺	丹波	大山荘	+		+	+	+	+	百姓 注進/	1489		
5	大治2(1127)8/17	日前国懸	紀伊	便補保	+	+					在庁官人	302		
6	大治4(1129)3/28	円勝寺	遠江	質侶牧			+	+			検注/	2129		
6	大治4(1129)[]	円勝寺	遠江	質侶牧			+	+			検注/	4981		
7	大治4(1129)11/21	大伝法院	紀伊	石手荘	+	+	?				院	検注……	2146	
8	長承1(1132)11/13	大伝法院	紀伊	岡田荘	+	+	?				院	立券/	2248	
9	長承1(1132)11/16	大伝法院	紀伊	山崎荘	+	+					院	立券……	2250	
10	長承1(1132)11/16	大伝法院	紀伊	山東荘	+	+					院	立券/	2249	
11	長承1(1132)12/—	大伝法院	紀伊	弘田荘	+	+					院	立券……	2257	
12	保延1(1135)12/29	鳥羽院	紀伊	荒川荘	?	+					院	(前欠)	2336	
20	康治2(1143)7/16	醍醐寺	尾張	安食荘	?	?	+				+	寺家使 (前欠)	2517	
24	仁平3(1153)1/28	福荷社	伊予	山崎荘	+						?	+	立券/	2777
25	仁平4(1154)10/11	殿島社	安芸	(某荘)	?	?	+				院	+	立券/	2802
27	永万2(1166)2/—	後白河院	備後	大田荘	+	+	+				院	+	立券/	ホ 106
28	仁安1(1166)11/17	殿島社	安芸	荘倉敷							+	+	立券/	3404
28	仁安1(1166)11/17	殿島社	安芸	荘倉敷							+	+	立券/	3405
29	嘉応3(1171)1/—	殿島社	安芸	壬生荘	+	+	+				院	+	立券/	ホ 359
30	嘉応3(1171)2/—	松尾社	遠江	池田荘	+	+	+				官	+	立券/	3569
32	文治4(1188)10/—	近衛家	薩摩	伊作荘	+	?	?				撰	+	立券/	K 348
33	建久6(1195)3/—	甲佐社	肥後	(社領)	+	+					官	+	立券/	K 777
35	建久6(1195)9/—	東大寺	周防	宮野荘	+	+	+				官	+	立券/	K 815
38	元久1(1204)9/—	春日社	阿波	富田荘	+	+	+				官	+	立券/	K1481
40	貞応3(1224)10/1	—	能登	熊来荘	?	?	+				官	+	(前欠)	K3292
41	文暦1(1234)12/2	九条家	和泉	日根荘	?	?	+				官	+	(前欠)	K4712

№欄 表Ⅲの番号は後掲の表Ⅳに対応しているので、この表では連番ではない。
 記載内容欄 四…四至 勝…勝位置 目…田島等目録 坪…田島坪付 在…在家書上
 ?…前後欠・抄出のため不明であるが、本来は記載があったと思われるもの。
 №1…別に田島目録あり。№5…村毎の田数を記す。№6は別に四至勝示目録あり。
 <4981>は在家注文。№7~11は『根来要書』に採録されたもので、坪付を記していない。し
 かし、№9・10に「図里略之」、№11に「在図里坪々」とあり、№7・8も本来は坪付があった
 と思う。№11・32は極端な抄出。
 署判者欄 官…官使・院使・撰因家使・女院使 在…在庁官人 郡…郡司・郷司 荘…荘官
 №2で在庁官人の他に見える「使平季依」は在京国守の使者平季康と同一人物であろう(1479)。
 №24…紙背文書で後欠であるが、官使の署判があったと思われる。
 書出欄 /…改行]…前欠 […後欠
 典拠欄 『平安遺文』(ホは補遺)、Kは『鎌倉遺文』の文書番号。№25は『広島県史』史料編
 による。

券言上如「件」と書止めている。差出所を略したB型の立券言上状は一般に莊園の立券文（立券状）と呼ばれているものである。その祖型はNo.1三好郡司解、さらに一一世紀の郡司解状型の立券言上状（立券型）に求めることができる。

A型の立券言上状は表Ⅱに示した三例のみである。一方、B型は寛治四年（一〇九〇）から文暦元年（一二三四）まで、約一五〇年間に亘って二五通が残されている。A型で立券された所領は莊園の別符や荘民の田畠や出作地である。B型は莊園が多いが、必ずしも莊園に限られてはいない。しかし莊園の立券であつてB型でないものは、この期間に見出せない。本章ではB型の立券を検討する中で、莊園の立券つまり立券荘号について考察する。^③

まず立券を命じた主体と立券された所領の種類とについて検討する。表Ⅳには、表Ⅲの事例も含めて、B型つまり在庁官人が関与した立券のうち、手続き文書が残されているものを挙げた。この四三例は大きく三つに分かれる。

第一は天皇・院が莊園・保の立券を命じたものである（表Ⅳ、型式欄の①）。天皇・院は自らが庇護する寺社の莊園や（No.1・7…）、他権門（撰閥家等）の莊園の立券を命じ（No.14・21・41）、院は自領を立券した（No.13・18・19・27）。天皇・院は国司庁宣を発給させ、立券を遂行する。これは三二例と最も多い。

第二は女院・撰閥家が莊園・牧の立券を命じたもので、五例ある（②）。No.6・12・15は待賢門院、No.32は前撰政近衛基通家、No.42は撰政九条教実家である。女院・撰閥家は天皇・院に極めて近い権門であり、天皇・院に並んでいるように見える。しかしNo.41九条家領日根荘は前閥白家（九条道家）が申請して官宣旨を得て立券されており、天皇・院は権門を超越している。なお、この場合も国司庁宣の発給を伴っていることに注意しておきたい。

第三は天皇・院が直接に関与せず、国司庁宣のみによって立券されたもので、五例ある（③）。このうち二例が莊園である。No.2大山莊・No.20安食荘は国司庁宣を得て立券された。ただし両荘ともに後に改めて宣旨を得ている。莊園以外の三例のうち、No.3は石重名を右衛門督（藤原宗通）家領としたものであり、別名の設定と思われる。No.5日前国懸社領は紀伊国が社家に納入すべき封物を便補したものであり、No.28志道原荘倉敷は莊園の附属施設である。別名・倉敷や便補の場合

立券荘号の成立 (佐藤)

表Ⅳ 立券の手続き

№	荘園領主	国・荘号	形式	典拠(主要なものに限った)
1	賀茂別雷社	阿波 福田荘	①A	寛治4(1090)10/9 阿波国三好郡司解<1288>
2	東 寺	丹波 大山荘	③D	康和4(1102)4/19 国司庁宣<1479> 7/15 立券文<1489> 7/15 田畠目録<兵庫県史料編>
3	藤原宗通	摂津 石重名	③D	嘉承2(1107)12/一 国司庁宣<ホ37> (参)<ホ31・38>
4	八幡宮寺塔院	美濃 明地荘	①E	元永1(1118)12/28 官宣旨<1896・1897>
5	日前国懸社	紀伊 便補保	③D	大治2(1127)8/17 在庁官人等解案<ホ302>
6	円勝寺	遠江 質侶牧	②B立券(檢注) →勝示	大治3(1128)12/一 待賢門院庁牒案<2122> 大治4(1129)3/28 立券文案<2129> 5/13 待賢門院庁牒案<2134>
7	大伝法院	紀伊 石手荘	①B立券(檢注) +勝示	大治4(1129)11/3 鳥羽院庁牒案<2145> 11/21 立券文案<2146>
8	大伝法院	紀伊 岡田荘	①B立券→勝示	長承1(1132)10/30 鳥羽院庁牒案<2245> 11/13 立券文案<2248・4981> 12/一 鳥羽院庁牒案<2256>
9	大伝法院	紀伊 山崎荘	①B立券→勝示	長承1(1132)10/30 鳥羽院庁牒案<2243> 11/16 立券文案<2250> 12/一 鳥羽院庁牒案<2254>
10	大伝法院	紀伊 山東荘	①B立券(→勝示?)	長承1(1132)10/30 鳥羽院庁牒案<2244> 11/16 立券文案<2249>
11	大伝法院	紀伊 弘田荘	①B立券(檢注) +勝示	長承1(1132)12/一 鳥羽院庁牒案<2255> 12/一 立券文案<2257>
12	法金剛院熾法堂	越前 和田荘	②D	長承3(1134)⑨/15 待賢門院庁下文案<2310>
13	鳥羽院	紀伊 荒川荘	①B立券(檢注)	保延1(1135)12/29 立券文案<2336>
14	藤原得子	播磨 矢野荘	①B立券(檢注) →勝示	保延2(1136)2/11 鳥羽院庁牒案<2339> 3(1137)10/23 立券文案<2378>
15	法金剛院	周防 田嶋荘 など	②B立券+勝示	保延3(1137)9/一 待賢門院庁下文案<2375> 12/8 国司庁宣案<2382>
16	源有仁家	陸奥 岩瀬郡	①C	保延4(1138)10/26 国司庁宣案<2395>
17	尊勝寺	近江 香御園	①B立券+勝示	保延4(1138)5/20 鳥羽院庁下文<5001>
18	鳥羽院	播磨 田原荘	①B立券+勝示	保延7(1141)6/23 鳥羽院庁下文案<ホ65>
19	鳥羽院	紀伊 神野荘 真国荘	①C	康治1(1142)12/13 鳥羽院庁下文案<2491>
20	醍醐寺	尾張 安食荘	③B立券(檢注)	康治2(1143)7/16 立券文案(前欠)<2517> 8/19 官宣旨案<2520>
21	皇后宮職 (藤原得子)	尾張 篠木荘	①C	天養1(1144)9/29 鳥羽院庁牒案<2536> 10/20 国司庁宣案<2540>
22	大伝法院	備前 香登荘	①B	久安2(1146)5/一 鳥羽院庁下文案<2577>

23	大伝法院	紀伊	洪田荘	① E	久安 2 (1146) 7/10 鳥羽院序下文案<2582>
24	稲荷社	伊予	山崎荘	① C	仁平 3 (1153) 1/28 立券文案<2777>
25	敵島社	安芸	某荘	① A	仁平 4 (1154)10/11 立券文案<2802>
26	東大寺	摂津	猪名荘	① B立券(檢注)	応保 2 (1162) 5/ 1 官宣旨<3214> 8/— 国司序宣<3228>
27	後白河院	備後	大田荘	① C	永万 2 (1166) 1/10 後白河院序下文案<3375> 1/— 国司序宣<3378> 2/24 留守所下文<3380> 2/— 立券文案<ホ106>
28	敵島社	安芸	志道原 荘倉敷	③ D	仁安 1 (1166)11/17 志道原荘倉敷立券文案 <3404・3405>
29	敵島社	安芸	壬生荘	① C	嘉応 3 (1171) 1/— 立券文<ホ359>
30	松尾社	遠江	池田荘	① C	[] 官宣旨案(後欠)<ホ357> 嘉応 3 (1171) 2/— 立券文案<3569>
31	最勝光院	肥前	松浦荘	① C	治承 2 (1178) 6/20 後白河院序下文案<3836>
32	近衛家	薩摩	伊作荘	② D	文治 4 (1188)10/— 立券文案<K348>
33	甲佐社	肥後	社領	① D	建久 6 (1195) 2/— 肥後国司序宣案<K766> 3/— 立券文案<K777>
34	東大寺	備前	神前荘 など	① C	建久 6 (1195) 5/ 7 官宣旨案(前欠)<K789>
35	東大寺	周防	宮野荘	① C	建久 6 (1195) 9/— 立券文<K815>
36	太政官厨家	岩波	国富保	① C	建久 6 (1195)12/ 4 太政官符<K820>
37	東大寺	備前	野田荘	① C	建久 9 (1198)12/— 後鳥羽院序下文案<K1023>
38	春日社	阿波	富田荘	① C	建仁 4 (1204) 2/17 官宣旨案<K1433> 元久 1 (1204) 9/— 立券文案<K1481>
39	熊野新宮	紀伊	蘭財荘	① C	建暦 2 (1212) 2/— 後鳥羽院序下文<K1919>
40	—	能登	熊來荘	① D	貞応 3 (1224)10/ 1 立券文案(前欠)<K3292>
41	九条家	和泉	日根荘	① C	天福 2 (1234) 6/25 官宣旨<K4674> 文暦 1 (1234)12/ 2 立券文案(前欠)<K4712> 12/ 2 目録案<K4713><K4714>
42	日吉社 小野常寿院	美作	高倉荘	② C	文暦 2 (1235) 9/ 9 官宣旨案<岡山県史編年史料>
43	春日社	美濃	中村荘	① D	嘉禎 4 (1238) 7/22 官宣旨<K5271>

* 形式欄①天皇・院 ②摂関家・女院 ③国司 大山荘を②としたことについては第三節参照。

立券の具体的作業として

A 檢注と勝示, 例えば「打勝示, 注坪付, 所立券進」 B 檢注, 例えば「檢注, 可令立券言上」

C 勝示打ち, 例えば「堺四至打勝示, 立券言上」 D 未詳

E は立券を申請したが, 勝示打ちが命じられたもの。

「立券+勝示」は立券と同時に勝示打ち。例えば「且立券言上, 且堺四至打勝示」

「立券→勝示」は立券の終了後に勝示打ちを命じているもの。

「立券(檢注)」は史料上で檢注が立券に読み替えられている事例。

* №36・42は立券終了後の官符・宣旨に手続き文書が引用されているので表に採用した。

* №14矢野荘立券文は本家使者と荘官によるものであり, 表Ⅲには採用していない。

は国司庁宣のみで立券することも可能であった。

法勝寺領瓦屋荘・御油荘の寄人は、未進した官物の代として私領田畠（荘の余田）を国に進めた。この時、院使・在庁官人が国領に立券している。^④ 荘園領主に残された文書が中心の現存史料では現われにくいのが、国領に立券することも多かったのではなからうか。坂上康俊氏は官物未進の代として私領を没収して別名に組み込んでいく過程を明らかにした。^⑤ 国領への立券は在庁別名の成立にも関連すると思われる。^⑥

次に署判者と立券の性格について検討する（表Ⅲ）。B型の立券言上状の署判者を見ると、最下位は郡司・荘官である。

郡司は一二世紀前半に多いが、後半では荘官が卓越する。荘官は一二世紀を通じて、郡司と並ぶようになっていく。No. 14 矢野荘は図師（そして荘民）の不在により立券が中断した。No. 25にも図師の署判が見える。天養元年の鳥羽院庁下文によると、郡司・刀禰は検田検畠の際に図師として働くことが期待されている。立券に際して郡司・荘官は、図師としての役割を期待されたのではなからうか。また保立氏は立券において「さまざま矛盾を含む使の供給雑事や行列の編成を処置した地頭の沙汰人」に注目している。^⑧ 立券を遂行するためには、現地に通じた人物が必須であった。

立券言上状の最上位には官使・院使、荘園領主の使が署判している。この中で、天皇・院が他領の立券を命じる場合、荘園領主の使者は署判していない。No. 7～11の大伝法院領諸荘の立券文に大伝法院の使者は署判しておらず、No. 41九条家領日根荘立券文に九条家の使者は署判していない。No. 30池田荘立券文は官使とともに松尾社使が連署しているが、この場合は立券の途中で堺相論が発生したためである。^⑩ 荘園領主の使者が自領の立券文に署判してないことは、使者が立券の場に立ち合っていないことを、必ずしも意味するものではない。しかし平野社領の立券に際して「申下院宣并召使吉友、令三府使監代信弘・国使権介義宗・郡司・図師等立券之尅」とあり、^⑪ 社家の使者は見えない。立券文に荘園領主の使者が署判していないことは、そもそも領主の使者が立券に立ち合っていないことを意味していると思われる。

天永元年（一一一〇）、白河院庁下文によって仁和寺宮（寛法法親王・白河上皇皇子）領阿波国篠原荘を立券した際、白河院

側では藤原為房が、仁和寺宮側では威儀師頭俊が、それぞれ沙汰人であり、この二人の他に「遣阿波国一庁官」つまり院使がいた。^① 白河院・仁和寺宮双方の沙汰人の中で立券の手筈が取り決められ、院使が下向して立券したのである。立券には白河院・仁和寺宮双方の意志が働いていたと考えてよいだろう。

No.20 醍醐寺領安食荘は国司庁宣を得たのみで康治二年七月一六日に立券された。その後、寺家は「被下宣旨一打一定勝示」、永為官省符之庄、将免勅事国役之煩^②ことを申請し、八月一九日付けで宣旨が下され、二三日、寺家に到来した。寺家は勝示を打つために国に下向する官使紀経職・史生二人・覽管持一人に禄物・粮料を与えた。^③ 官使に対する禄の支給は一般的なものである。^④ しかしこの場合は「為打勝示下向国二料物等」である。また官使紀経職には被物・綿などの他に、馬二疋（一疋は鞍を置いたもの）・甲冑一具・弓・胡録などを与えている。寺家は官使の威儀を整えて下向させたのである。

官使・院使は荘園領主の意向を帯びて国に下向する。しかしそれ故に荘園領主独自の使者の不在は注目される。立券文は「官使某立券」のように呼ばれ、^⑤ 官使・院使の主体性が強調されている。また保立氏が論じるように、官使・院使の威勢が荘園の立券には重要であった。一一世紀における立券が郡司・刀禰による領主権の認定にあったことに比し、天皇・院の命じる立券は官使・院使による荘園領主権の設定という性格が強い。^⑥

保立氏は官使・院使の立券が「王の高権を全土に貫徹する」と論じる。^⑦ しかし立券には在庁官人が加わることを重視すべきである。官使・院使の帯びた天皇・院の「高権」は、国衙を媒介として在地にもたらされるのだ。

中込氏は在庁官人が立ち合うことの意味を国衙行政権の割譲に求めた。しかし単にそれのみではないだろう。東寺領大山荘や東大寺領黒田荘の廃立をめぐる相論^⑧において、積極的に寺家と対抗しているのは目代や在庁官人である。これを逆に読めば、荘園の安定的領有には、現地の国衙の了解を取り付けることが不可欠であったことになる。

長承四年（一一三五）、東大寺領越後国石井・土井両荘は、「府辺之要地」であるという理由で、他郷（豊田荘）に立て替

えられた。^⑮ 国府近辺に在庁別名が集中し、遠辺には荘園が配置されるようになる。^⑯ 国衙は、一国内での所領、特に荘園の領有を認定する主体であり、荘園と国領（別名等）という国内所領を編成する主体であると考えられる。在庁官人は国内所領の編成者として立券に立ち合うのであろう。

西谷地氏は立券を領主と住人との関係として論じた。No. 2 大山荘立券文には百姓が署判しており、No. 14 矢野荘の場合では荘民の参加が必要とされていたことがわかる。立券文には表れなくとも、住人は立ち合っている。荘園の設立、荘園領主の支配に対する同意を取り付けるために、また官使・院使や在庁官人に供給するために、住人の立ち合いは必須である。しかし立券文に住人が署判した事例は大山荘のみである。この時に行われた検注の際、大山荘の条里呼称は大幅に変更されており、^⑰ それに住人の署判した理由かもしれない。一般に立券文に住人は署判しない。また荘園領主の使者が不在の場合もある。立券の手続きを領主と住人の関係に解消し去ることは困難である。

以上、B型立券の主要なものは天皇・院による荘園の設立である。そこで節を改めて、荘園立券の手続きについて考察を加える。

第二節 検注と勝示打ち——一二世紀中期の変化——

No. 23 大伝法院領渋田荘は、康治元年（一一四二）に紀伊守源雅重が違乱の代償として渋田郷を大伝法院に去り与えたことに由来する。^⑱ 久安二年、大伝法院所司は、田畠を立券し、四至を堺し勝示を打ち、官物・国役などを免除することを鳥羽院に求めた。この申請によって院庁下文が発給され、四至を堺し勝示を打ち、官物は供料に宛て、国役は免除された。ところが、渋田荘は康平年中（一一世紀中頃）に興福寺西金堂領となっていたことがあったため、仁平元年（一一五二）に相論が発生した。^⑲ 大伝法院の主張によると、僧喜範が「有縁之国司」によって西金堂領として荘号を立てたが、すぐに転倒して公郷となり、その後大伝法院領として立券された。西金堂は以前に荘号を立てたが「立券勝示之沙汰」に及んでおら

ず、国司は免判を下したが、「永代免除」ではなく、「勅免」の所領でなければ「永代不朽之庄園」ではないという。大伝法院所司は強固に永続する荘園の要件として、「立券勝示之沙汰」と勅免を重視している。

前章で考察した郡司・刀禰の立券では、所領を立券するに当たっての特別な手続きは見えない。しかしここでは、立券の手続きが「立券勝示之沙汰」として定式化されている。本節では立券の名の下に遂行される具体的作業を検注と勝示打ちという点から考察する。まず検注・勝示打ちについて個々に概観しよう。

検注 富沢清人氏によると検注は領主の下地進止権の及ぶ範囲を確定する手続きであり、領主と農民の間で合意を形成する場でもある^④。下地進止権を確定する検注は、立券に相応しい。官・国の行う検注は延久の荘園整理を初見とし、国領・荘領という領主権を確定する作業として国司初任などを契機として行われるようになる^⑤。立券の際の検注は、延久以降に多様な場面で行われた検注の一つとして位置付けるべきであろう。

No.2 康和四年の大山荘立券文には一一世紀までとは全く異なる坪付が載せられており、この時、大山荘の歴史を画する検注が行われた。また永久二年(一一二四)には記録所勘奏によって大山荘を東寺領とする官符が下され、この官符を施行した国司庁宣は留守所に検注を命じている^⑥。No.6 質侶收は「令ニ立券之處、全以無_レ有_二牟籠_一」ので勝示が打たれた。後述するが、この立券では検注が行われている。「無_レ有_二牟籠_一」とは、検注の結果、四至内に他領主・国衙の妨げが無いことを意味していると思われる。四至内に他領・国領の田畠が混在する場合は、検注によって荘領と区別され、除田として扱われるのであろう。また大治四年(一一二九)の覚鏡解には「立券実検帳」が見える^⑦。立券の際には検注を行って、田畠一筆ごとに領主権(進止権)が定められたのである。

勝示打ち 勝示は『類聚三代格』に豊富な事例を見ることができ、そこでは衆人への告知、四至の標識、山野の占定などに用いられている。一一世紀には、勝示が朽損する、勝示を打つ・抜く、勝示銘を書き改めるということが見え、勝示は銘が記された木製の杭であったと推定できる。寛弘元年(一〇〇四)に金剛峯寺は石垣荘司が寺家地の勝示を抜いて押

領したと訴えている。^② 勝示は領主権を表示する機能を持っていた。『雑筆要集』は「皇太后宮職御領糸我御庄東界之勝示也ノ年月日 国吏姓ム判」という勝示銘様を載せている。^③ 勝示には領主、所領名（荘号）、勝示の立つ地点が記されていた。長保六年（一〇〇四）、観世音寺は筑前国碓井封を一円化し、新しく勝示を立てて府使・国使を入れないことを大宰府に求めた。^④ 勝示は種々の使者が所領内部に入ることを拒否する標識の役割を果している。一〇世紀の後半から、受領は積極的に検田し、徴税を強化する。国使・官使の入部は供給雑事をはじめ、官物・国役の賦課と密接な関係がある。それに対して荘園領主は所領を一円化し、所領支配の効率化・安定化を図った。このような状況の下で、勝示が焦点となる。

永承年間に伊賀守藤原公則は国内に諸権門の荘園を立券し、それらの荘園には勝示が打たれた。その後、伊賀守藤原棟方は初任に際して荘園整理の官符を得、前司公則の打った勝示を抜いて荘園を停廃しようと試みた。しかし十分な成果を収めることができず、新立荘園の勝示を抜くために官使が遣わされた。^⑤ 官使が新立荘園に準じて東大寺領「名張庄」（黒田荘）の勝示を抜いたために、東大寺の申請によって、勝示を打つために官使が下向している。^⑥ この後伊賀守は小野守経に交替し再び勝示を抜いたので、天喜四年、東大寺の申請によって官使が下向して勝示を打った。しかしこれは国司の奉行を経ておらず、守経は勝示を抜くように命じている。^⑦ この経緯から、国内の勝示の管理を国司が行っていたこと、またそれが次第に困難になって官が勝示の管理に呼び出されてくる様子を窺うことができるだろう。

万寿二年（一〇二五）、玉瀧柚内の湯船荘では勝示が朽損したため、東大寺の使者が入部して地子を徴収しようとした。そこで湯船荘の領主の訴えにより柚司が改めて勝示を打った。^⑧ 伊賀国内で伊賀国司が、玉瀧柚内で柚司が、それぞれ勝示を打っているように、領域の管理者が、領域内の勝示を打つことができたものと思われる。

東大寺領美濃国安八郡大井荘は検田を請けて官物の免除を認められていたが、天喜年間の造内裏役賦課を契機として、国司との相論を長期に亘って繰り返す。^⑨ 天喜三年（一〇五五）に東大寺は、官使を遣わして勝示を打ち、国使不入と国役免

除の特権を与えることを官に求めた。翌年、官は美濃国に勝示打ちを命じたが、官使は遣わざなかつた。康平年間以降、東大寺は国役免除のために獲得した国使不入を検田使不入に読み換え、国司に対抗する。延久の荘園整理では籠作公田が摘発された。しかし結局、延久三年(一〇七二)に「免除」を命じた太政官符(国司宛)と「領掌」を認め太政官牒(寺家宛)を得ている。

しかしその後、承保二年(一〇七五)と嘉承三年(一一〇八)の荘園整理の際、大井荘は勝示を抜かれて停廃された。両度とも東大寺の訴えによって官宣旨が下され、前者の場合は郡司・国使・官使が連署した安八郡司解で、勝示を打ったことが報告された。後者の場合、「任_三延久三年官符、堺_三定四至、早令_三免除_二」ことを命じる官宣旨が下され、勝示を打ったことを明記し、郡司・寺使・国使・官使が連署した安八郡司等解で報告された。免除_二領掌_一の手続きは勝示打ちとして具体化されている。

勝示は領主名と所領名が記された、所領の界を定める標識であるとともに、免除・不入などの特権の標識でもある。官使による勝示打ちは官による領主権の認定、領域確定と、免除・不入権付与の作業として執り行われた。一一世紀には国司が初任に荘園整理を申請したり、官が内裏造営を契機として荘園整理を命じるなど、頻繁に荘園整理が行われる。荘園整理を契機として官使が下向して勝示を抜き、逆に荘園領主の求めに応じて官使が勝示を打つ。官使の打つ勝示は一一世紀を通じて増加したと思われる。

このような勝示打ちは所領の安定化という点で立券に相応しい。立券の際の勝示打ちは、すでに藤原朝成宅領薦生牧に見える(表1 №2)。朝成は「勝_三示四至、立_三券宅名_二」することを郡司に命じたが、東大寺と相論になった。相論が決着して立券が完了した後、康保二年一二月、勝示が打たれた。

B型の立券でも勝示打ちは見える。№9山崎荘は立券の後、一二月九日付けの院宣^⑧で大伝法院座主覚鏝に与えられ、覚鏝から改めて大伝法院に寄進された後、鳥羽院庁牒によって勝示打ちが命じられた。この院庁牒の事書は勝示打ちを記す

のみであるが、事実書は官物・臨時雑役の免除を謳っており、勝示打ちは免除と密接に関係している。

№30 池田荘の立券では、勝示を打っていく途中で隣接する川勾荘と堺相論が起こり、官で相論が裁定された後、勝示を打って立券が完了した。勝示打ちで堺が確定されたのである。

以上に概観した検注と勝示打ちは、ともに立券にとっては重要な手続きのように思われる。ただしB型の立券において、検注と勝示打ちは微妙に変化している。まず表Ⅳの諸例に見える表現を検討する（形式欄参照）。

A №1 福田荘立券文は「打_三勝_一示_一、注_三坪付_一、所_三立券進_二如_レ件、謹解_一」と書止め、№25 某荘立券文は「令_レ検_三注_四至_内荒熟_一、打_三定_勝示_一、立券言上如_レ件、以解_一」と書止めている。検注（波線部）と勝示打ち（傍点部）が立券の一環として行われている。しかしこのように検注と勝示打ちを併記する事例はむしろ例外的である。検注と勝示打ちは一二世紀中期の前後で変化している。

B №6 質侶牧の立券を命じる待賢門院庁牒は「検_三注_四至_内田畠山野在家等_一、可_三立券言上_二」と検注を指示した。立券文は「検注_一」と書き出し、「立券言上如_レ件、以解_一」と書き止めている。勝示打ちは立券の後に、改めて待賢門院庁牒・国司庁宣が発給され、「立券并絵図の状に任せ_一」て行われている。№7 石手荘の場合、鳥羽院庁牒は「且立券言上、且堺_三四至_二打_三勝_一示_一」と並列に記しており、立券と勝示打ちを別個の手続きとして明確に区別している。また石手荘立券文は「堺_三四至_二勝_一示_一、検_三注_四田畠、言上如_レ件、謹解_一」と書止めており、鳥羽院庁牒と對比すると、「立券」が「検注」に読み換えられている。№14 播磨国矢野荘の立荘については、保延二年二月一日鳥羽院庁牒案と、保延三年九月日の「本家御下文」による保延三年一〇月三日立券文案の二通の文書が残されている。立券文には保延二年一〇月日に院庁牒の下されたことも記されている。保延二年二月の院庁牒は立券（検注）を命じているので、一〇月のもは勝示打ちを命じたものであろう。図師・荘民が不在のために立券（検注）はできず、勝示は打ったが、翌年、改めて本家が立券（検注）したのだろう。Bでは立券と勝示打ちとは区別されており、立券の具体的手続きは、特に検注が明示されている。

C No.19 神野・真国荘は「堺^ニ四至^ニ打^ニ勝示^一、可^ニ立券言上^一」と命じた鳥羽院庁下文によって立券された。No.36 国富保の立券文は「定^ニ四至^ニ打^ニ勝示^一畢。仍立券言上如^レ件」と書止めている。勝示打ちは立券の一環に組み込まれ、立券の主要な手続きとなっている。No.21 篠木荘の場合、鳥羽院庁牒は「境^ニ四至^ニ打^ニ勝示^一、立券注進」することを命じたが、それを施行した尾張国司庁宣は単に「境^ニ四至^ニ打^ニ勝示^一」と記している。No.41 日根荘は立券することを特に指示せず、単に「堺^ニ四至^ニ打^ニ勝示^一」ことを命じた官宣旨が下され、立券文は「依^ニ宣旨^一立券言上如^レ件」と書止めている。勝示打ちの命令が立券の指示に読み換えられている。Cでは勝示打ちのみが立券の手続きとして明記されており、検注は立券の命令や立券文の中に明記されていない。

Bは立券の名の下に主に検注が行われ、勝示打ちと立券の手続きとは明確に区別されている。Cでは勝示打ちが立券の手続きに組み込まれ、それが主となっている。Bは一二世紀中期以前に多く、Cはそれ以後に卓越する。なおDは立券の具体的作業が未詳であり、Eは立券申請に対して特に勝示打ちを命じている場合である。

つぎに、表Ⅲにより立券文の記載項目（特に田畠坪付などの記載と勝示位置の記載）を検討する。立券文の多くは一一世紀末期から一三世紀中期まで詳細な田畠坪付などを載せている。しかしそれが実検（実際の検注）に基づいているか否かは検討の余地がある。一二世紀中期以前では検注が指示される場合が多く、全てとは言えないまでも、検注は実際に行われたと思われる。一二世紀中期以降では、No.29 壬生荘は検注の実施を窺わせる。しかしNo.27 大田荘は実際に検注せず、国衙の土地台帳に基づいて坪付が記されたと考えられている。大田荘のような場合も多かったと思われる。

勝示位置は一二世紀中期以前の立券文には記されていない。B No.6 質侶牧のように立券（検注）の後に勝示が打たれる場合は当然である。しかしA No.1 福田荘のように検注と勝示打ちが立券の一環として同時に行われた場合でも、立券文には勝示位置が記されていない。またB No.7 石手荘では立券（検注）と勝示打ちが同時に行われたが、立券文の書出しは「検注」であり、勝示位置は記されていない。ところがNo.27を確実な初見として、一二世紀中期以降の立券文には勝示位置が

記されるようになる。これは立券の一環として勝示打ちが組み込まれたことを物語っている。^⑩

建久元年(一一九〇)、管崎宮在京所司は「尋ニ傍庄例、先官使帶ニ 宣旨ニ下向□後、取幸府施行、打固牒示、立券言上之後、自庄□遣ニ実檢使ニ之事、普通習也」と記している。^⑪ 立券の際には勝示が打たれ、「実檢」つまり現地に臨んでの檢注は、立券言上の際に荘園領主の側で行う慣例であった。実檢は立券の手続きから外れてしまっている。

一二世紀中期を境として、立券を命じる文書や立券文から檢注の語句が消えることは、単なる表記上の変化ではない。一二世紀中期を境として立券の主要な手続きは、檢注(実檢)から勝示打ちへと変化する。西谷地・上島氏の論じた立券はBに、保立氏はCに当る。

一一世紀末期以降の立券は主として、天皇・院が荘園を設立する手続き、言い換えれば荘園領主権を設定する手続きであり、具体的には檢注と勝示打ちが行われた。一二世紀中期以前では、荘園領主権を設定するに当って、檢注を行って田畠在家ごとに領主権(進止権)を確定していくことが重視された。ところが一二世紀中期以降では勝示を打ち、免除特権を付与することで領主権を設定するようになる。荘園領主権は領域と免除特権に基礎付けられたものになる。それはまた檢注を重視する延久以来の政策の転換でもあった。

第三節 荘号と勅免——一二世紀末の変化——

荘園のほとんどは天皇・院が立券を命じており(第一節)、渋谷荘の相論で大伝法院所司は不朽の荘園の条件として勅免を挙げている(第二節)。また一二世紀になると荘園設立の手続きが「立券荘号」と言われるようになる(序章)。本節では荘号と勅免、そして立券荘号の成立について考察する。

一一世紀末期の伊賀国司は荘号を名乗る条件として、官符・宣旨の有無ではなく、公驗の所持や代々の国司免判を挙げている(第二章)。このような条件は一〇世紀後半における国の檢田の強化に伴って成立したものと思われる。^⑫ 官符を得て

いても、国司初任の検田の際に免除の認定を得る必要があった。一〇世紀後半から一一世紀において、荘園は由緒を積んで徐々に成立するものであった。しかしこの後、荘号に関する認識は大きく変化する。

康和年間以降、東寺は大山荘の廃立をめぐる丹波国と相論を展開した。^④ 国司は在庁官人解を引いて、「当初更無三庄号」。又无レ有ニ一紙之官符宣旨、今忝称庄号ニ之条、頗不憚朝章こと、荘号を否定している。相論における主張ではあるが、荘号は官符・宣旨によるという認識が見える。しかし相論の最中に守高階為章は任終を迎え、大山荘の立券を命じた。No.2 康和四年七月の立券文には「宣旨状并庁宣之旨」によって立券すると記され、宣旨が下されたことが謳われている。しかし立券を命じる宣旨は下されていない。守為章の判断で立券されたのであるが、立券における宣旨の重要性を物語っている。そして為章は一〇月に大山荘を東寺領と認める官宣旨を引き出した。しかし為章の処置は強引である。丹波守は為章・源季房・藤原敦宗と交替し、敦宗の時、天仁二年（一一〇九）、大山荘は再び停廃された。在庁官人は前司為章の不当を厳しく訴えている。相論が一応の収束を迎えるのは、記録荘園券契所の勘奏によって永久二年（一一一四）に太政官符が下された後である。荘号は官符・宣旨で与えられると認識されている。また国司と共に在庁官人の動向が荘園の廃立を大きく左右している。

前節で紹介したように、延久の荘園整理で、大井荘の「免除」を命じる官符が国司に下され、「領掌」を認める官牒が東大寺に下された。論理的に考えれば「免除」は「領掌」を導く。しかし同内容の事柄が宛所に応じて表現を替えられていることにも注意したい。渋田荘の相論に見える「勅免」という主張は、免除＝領掌の論理を表している。興福寺領渋田荘がすぐに転倒したように、国司が与えた荘号は国司の交替とともに廃絶される可能性があった。国司と荘園領主との緊張関係・相互作用の中で、官符・宣旨を得ること、つまり勅免が荘園を安定的に領有するための条件となっていたのであろう。

勅免の荘園を立てる場合、新しく荘園を立券する場合と旧来の荘園を改めて立券する場合とがある。

№9 大伝法院領山崎荘は新立の荘園である。鳥羽院庁牒は「山前郷内」において「御願寺大伝法院領庄一處」を立券することを命じ、立券文は「御願寺大伝法院御領山崎庄」を立券言上している。荘号を与えることは院庁牒で指示されているが、山崎荘という荘号は立券文で初めて見える。№27 大田荘の荘号は後白河院庁下文に見えず、国司庁宣に始めて見えるが、荘号を名乗ることは立券を命じた時には定められていたと考えるのが妥当であろう。

№24 稻荷社領山崎荘の前身は国司が立券した山崎保である。稻荷社司は「立券坪付」に任せて勝示を打つことを官に申請し、官は国司に宣旨を下して由緒を確かめた。国司は勝示を打つに当って荘号とするか否かの勅定を仰いでいる。勝示には「某領某庄」と記されるので、勝示を打つには荘号が決っていなければならない。国司は勝示銘を山崎保とするか山崎荘とするかで勅裁を仰いだと考えられる。

№7 大伝法院領石手荘は大治元年(一一二六)に国司庁宣によって大伝法院領となり、大治四年に鳥羽院庁牒で立券・勝示打ちが命じられた。既存の荘園を改めて立券する場合、荘号は当初から見える。しかし石井進氏が指摘するように、古くからの荘園も天皇・院によって立券されることによって確立する。

寛治四年(一一九〇)、堀河天皇は六〇〇余町の不輸租田を賀茂社に寄進した。^{④7} №1 福田荘の立券はこの時のものであり、天皇の不輸租田寄進が荘園の立券として行われている。これは管見の限り、天皇・院が荘園を立券した最初の事例である。翌年、人々が賀茂社に寄進した荘園を立てるべきか否かで陣定が行われ、民部卿源経信は「依承和例、大小国量程、可被行。因准封戸、可被定行一敷」と意見を述べている。^{④8} この定めによってどのような決定がなされたかは未詳である。しかし天皇の荘園寄進が人々の荘園寄進を促したのではなからうか。この賀茂社領の立券を契機として天皇・院が荘園の立券を命じるようになり、それに並行して荘号が官符・宣旨によるという認識が浸透したのだろう。

また民部卿経信の言葉には荘園を国家的給付である封戸に準じて扱おうという考えが示されており、荘園が国家的給付と

して位置付けられている。同様の事例は尊勝寺が落慶した後にも見える。各地から尊勝寺へ荘園が寄進され、それに対して白河院は封物の不足分をもって荘園を立てるように命じた。これより先、延久の荘園整理では石清水八幡宮護国寺の荘園のうち、放生米代の浮免田や封戸代の免田を起請以後という理由で停止し、国司に放生米・封戸の弁済を命じている。^④ 国家的給付を荘園で代替することは国司が先行しており、朝廷は認めていない。しかし一世紀末期以降に天皇・院が立てた荘園の多く(特に寺社領)は、官物(年貢)を種々の用途に宛てるのが立荘の時に定められ、荘園は国家的給付として立てられている。^⑤ 荘園の多くが勅免である理由は、ここに求めることができると思う。

寛治の寄進が大きな画期となって、荘園は由緒を積んで徐々に成立するものから、官符・宣旨によって立券され、多くは国家的給付としての性格を持つものへと変わっていく。この過程で、立券と荘号とは密接に関連し、荘園設立の手続きも定式化されてくる。これは立券荘号の成立と言うに相応しい。

① 以下表Ⅲに掲げた事例に言及する場合には、表の№を示して出典にかえる。

② 坂本賞三「郡字・竹原荘の成立」(『日本王朝国家体制論』、東京大学出版会、一九七二年、発表一九六三年)。

③ 以後のA型について、永久五年二月八日黎安元田地去状(『平』一八七九)の端裏書には「庄立券之内故、無下司預判」と見える。この点、更に検討したい。

④ 天治二年二月日法勝寺政所下文案(『平』二〇三二・二〇三三)。

⑤ 坂上「安芸国高田郡司藤原氏の所領集積と伝領」(『史学雑誌』九一九、一九八二年)。

⑥ 現存する史料による限り、郡司・刀禰の立券は一世紀末期を最後に見られなくなる。しかし郡司・刀禰の立券は国領で行われていたのではなからうか。

⑦ 天養元年一〇月二〇日鳥羽院庁下文案(『平』二五四一)。

⑧ 保立「中世における山野河海の領有と支配」一五一頁。

⑨ 相論には当事者が立ち合う。例えば長承二年(一一三三)六月四日官宣旨案(『平』二二七八)によると、醍醐寺門光院使と藤原成通家使が勝打打ちに立ち会っている。

⑩ 久安四年(一一四八)二月一七日大宰府政所下文写(『平』二二六五七)。

⑪ 『大日本史料』第三編之二〇、九六・一〇六・一三六頁。

⑫ 康治二年八月一九日官宣旨案(『平』二五三〇)、文治二年四月八日醍醐寺文書目録(『鎌倉遺文』八四)五八頁、『醍醐雜事記』卷七、二五七・八頁。

⑬ 長承二年五月二八日金剛峯寺請文案(『平』二二七一)、『醍醐雜事記』二四六・二五二頁等。

- ⑭ 「立券院使」なども見える (『平』四二四・三七四八、『鎌倉遺文』八二〇等)。
- ⑮ 一世紀の立券の主体は立券の命を請けた郡司・刀禰であるが、一世紀末以降では、立券を命じる側の官使・院使が立券の主体となる。立券言上状の差出所が省略されることは、B型に限って言えば、このような立券の主体の変化を反映したのかもしれない。しかしこれは中世文書の注進状という様式の成立の中で考えるべきだろう。
- ⑯ 保立前掲論文一五〇頁。
- ⑰ 大山荘については第三節参照。黒田荘については久安五年六月三日東大寺僧覚仁・伊賀国目代中原利宗重開注記 (『平』二六六六・二六六七)、保元元年一月日伊賀国在庁官人解案 (『平』二八六〇) 等。
- ⑱ 永治二年三月二十五日越後国留守所牒 (『平』二四六六)、安元元年八月七日東大寺荘園文書請納状 (『平』三七〇〇)。
- ⑲ 大山齋平「園衙領における領主制の形成」、『日本中世農村史の研究』、一九七八年、岩波書店。発表一九六〇年。
- ⑳ 供給が「地主」の役割とされた事例もある (『平』三四二六)。
- ㉑ 水野章二「丹波園大山荘の現況調査」、『日本歴史』四七六、一九八八年)一三六頁。
- ㉒ 康治元年二月一日紀伊国司庁宣案 (『平』二四九二)、二月一日紀伊守源雅重書状案 (『平』二四九三)。
- ㉓ 仁平元年九月日大伝法院住僧等陳状案 (『平』四七二六・補三二二)。承徳二年八月一日柴山寺別当実経置文案 (『平』一三九七)。
- ㉔ 富沢清人「中世檢注の特質」、『日本史研究』二三三、一九八二年)。
- ㉕ 佐藤「平安時代の園の檢田」。
- ㉖ 永久二年一月二日太政官牒 (『平』一八一)、永久三年四月二日丹波園司庁宣 (『平』一八二二)。
- ㉗ 大治四年二月三日覺鏡解写 (『平』二二二四)。
- ㉘ 治暦四年四月九日観世音寺政所下文案 (『平』一〇二六)、万寿二年一〇月一日玉瀧袖司等解案 (『平』五〇一)、天喜二年二月三日官宣旨案 (『平』七二〇)。また西園虎之助「神護寺領荘園の成立と統制」(『荘園史の研究』下巻一、一九五六年、岩波書店。発表一九三一年)参照。西谷地「中世的土地所有をめぐる文書主義と法慣習」四九頁参照。
- ㉙ 寛弘元年九月二五日太政官符案所引金剛峯寺奏状 (『平』四三三六)。
- ㉚ 『儒林集要』にも同様の勝示銘牒が載せられており、署判者は「官使姓△判」である。この点更に検討の余地がある。官使が下向した場合の勝示の署判は官使であろう。
- ㉛ 長和三年(一〇一四)二月一日筑前国符案 (『平』四七六)。
- ㉜ 天喜元年三月二七日官宣旨案 (『平』七〇一)。
- ㉝ 天喜二年六月五日東大寺申状案 (『平』七一七)、天喜二年七月二五日官宣旨案 (『平』七一八)。
- ㉞ 註△、天喜四年閏三月二六日官宣旨案 (『平』七八九)、天喜六年正月八日伊賀国司庁宣 (『平』八八一)。
- ㉟ 万寿二年五月一日威儀師仁満解案 (『平』四九九)。同年八月一日東大寺別当房政所下文案 (『平』五〇〇)。同年一〇月一日玉瀧袖司請文案 (『平』五〇一)。なおこの事例では四至札と勝示が見える。札・勝示については保立前掲論文一六三頁、田良島哲「禁制札の発生」(『三浦古文化』五二、一九九三年)。
- ㊱ 以下の記述は天喜四年閏三月二六日官宣旨案 (『平』七八七)、天喜四年閏三月二六日官宣旨案 (『平』七九〇)、康平三年六月二日官宣旨案 (『平』九五八)、康平四年一月三日日美濃国司請文案 (『平』九七七)、延久三年六月三日太政官符案 (『平』一〇六〇)、延久三年六月三日日太政官牒案 (『平』一〇六一)、承保三年三月二七日安八郡司解案 (『平』一一三〇)、嘉保三年五月二日官宣旨案 (『平』一

主に委ね、自らは専らに領域確定と免除特権付与、つまり荘園の枠組みを確定することを担う。院は自らを境界の裁定者、免除特権の付与者、つまり荘園を外部から管理する者として位置付けた。一一世紀を通じて荘園領主が展開してきた荘園領域化の動向は、この鳥羽院政期に制度化され、一つの帰結を迎えたのである。

そして保元二年(一一五七)、新制が發布される。後白河天皇は自らの即位後に宣旨を得ずに立てられた荘園の停廃と注進とを命じた。後白河は国司による立荘を否定し、荘号を与える権能つまり立荘権を收攬したことを宣言したのである。

新制は王土思想を表明し、神人・寄人、寺社の統制へと展開する。その王土思想は単なる観念的なものではない。鳥羽院政期において荘園の立券を命じる権能はすでに実質的に院に収斂している。鳥羽院の権力を引き継いだ後白河天皇は王土思想を表明するだけの根拠を持っていた。

ただしその一方で国司庁宣・国司免判の意味も重要である。九条家ではNo.41日根荘の立券に当って、当家の例として国司免判を得た後に政所下文を発給して家領と断言している。国司免判が荘務執行の前提となっており、国務と荘務との相互関係を示している。国司庁宣・国司免判により国務は荘務へ移管される。それは他の場合でも同じであろう。立券荘号における在庁官人の立ち合いは、国司庁宣の発給を伴っているからである。

立券荘号が行われた時期は、一一世紀末期から一三世紀前期までの約一五〇年間である。この期間は従来の研究において荘園公領制の成立期として位置付けられてきた。それは立券荘号によって荘園が設定された時期として、考え直すこともできると思う。この一五〇年間に荘園の性格は大きく変化する。いわば古代荘園から中世荘園への転回である。荘園は国家的給付の代替としての性格を明確にする。また荘官が立券に立合うようになり、荘官・荘園は国制的な位置付けを得る。そして荘園内部の統治支配権は国家権力の分有形態(＝荘務権)として荘園領主に担われ、荘園は一個の大土地所有であると同時に一個の統治機構として確立する。このような荘園の堺は国郡の堺と同様に、国家的な管理の下に置かれるようになり、中世的な統治領域が形成される。荘園制の形成は一国内における所領の再編でもある。立券荘号に在庁官人が

立ち合うことは、国内の荘園・国領の再編として捉えるべきであろう。国府近辺の在庁別名と、遠方の荘園という構図は、この一五〇年の間に形成されたと思う。都鄙間交通の頻繁化や地域社会の複合化にともない、従来の機構では十分な統治はできなくなる。住人は勸農のような分厚い統治行為を積極的に要求するようになる。古代国家の統治機構は、このような状況に対応できなくなったものと思われる。荘園制は従来の国家機構の一部を代替する緻密な統治機構として、王権を核とする都市領主が選択した統治形態である。ただし設立した荘園の支配が安定するか否かは個々の荘園領主の力量にかかっている。立券荘号は荘園領主にとって支配の完成ではなく、始まりにすぎない。

一三世紀中期以降、新しく荘園を立券することは見られなくなる。延応元年（一二三九）、若狭国司庁宣は太良保を歎喜光院領として「立券荘号」するように命じたが、それは「可レ被三荘号二」、「可レ令三荘号二」と言い換えられ、立券の重要性は失われている^⑤。荘園の立券は国家財政の問題、統治機構の問題、立荘を可能にする地方の問題（国衙や在地の領主、そして地形環境と開発の問題）などに関係するが、一三世紀中期という時期は、承久の乱以を経た幕府の役割も十分に考慮すべきであろう。公家新制に含まれてきた荘園整理の項目が嘉祿元年（一二二五）を最後に姿を消すことは示唆的である^⑥。しかしその後郷・保等が神社領として不輸・不入権や荘号を得ることはある。一三世紀後半は大きな社会変動の時期であり、一元化の方向で荘園自体も変化して行く。朝廷や幕府は個々の荘園の内部へ介入を強めて行く。立券の終焉は荘園制の第二段階への移行として捉えるべきかもしれない。

① 後三条天皇の勅旨田は、その前提として理解できるかもしれない。

② 小山靖憲「荘園制的領域支配をめぐる権力と村落」『中世村落と荘園図』、東京大学出版会、一九八七年。発表一九七四年。

③ 保元二年三月一七日太政官符案『平』二八七六。

④ 石井進「院政時代」(歴史学研究会・日本史研究会編『講座日本史』

2、東京大学出版会、一九七〇年。網野善彦「荘園公領制の形成と構造」『日本中世土地制度史の研究』、塙書房、一九九一年、発表一九七三年。

⑤ 『鎌倉遺文』五五〇一・五五〇二。

⑥ 水戸部正男「公家新制の研究」(創文社、一九六一年)参照。

The Formation of *Rikken Shogo* 立券荘号

Sato YASUHIRO

In this article, the author traces the changing meaning of *rikken* 立券 from the 8th to the 13th centuries and considers changes in the possession of estates and the formation of the *shoen* 荘園 system. The first period was from the 8th century to the latter half of the 9th century. Those who dealt in estates had to obtain the sanction from the provincial administrators called *kokushi* 国司 and *gunzi* 郡司. *Rikken* meant that the officers gave their sanction to the sale of estates and drew up their contract notes. It prescribed that the seller should petition *rikken*, but actually the buyer requested it.

The second period was from the end of the 9th century to end of the 11th century. At that time, the officers ceased to sanction dealings in real estate. Instead, *rikken* came to mean the necessary procedure for those who aquired estates for the first time by purchase or transfers to gain the sanction of a *gunzi* or a *tone* 刀禰, a man of high repute in the village. When nobles and Buddhist priests living in the country aquired estates far from their home, they informed a *gunzi* or a *tone* of their aquisition to gain a guarantee of their holdings and to make secure their management of their lands. On the other hand, ordinary people's right of estates possession was recognized in day-to-day social relations, and so they did not go through these procedures except in unusual cases. Interceding for estate owners, some guardians ordered *rikken* procedures, and *gunzi* were told to take *rikken* procedures by a *kokushi* when the owner had some special reason, for example, if he asked for the right of exemption from taxes put on his estate, especially in his *shoen*. Their exclusive right of exemption from taxes was examined every time a *kokushi* was relieved, at which time it was necessary that they had taken *rikken* procedure.

The third period was from the end of the 11th century to the middle of the 13th century. *Rikken* at that time meant the procedure taken when people set up their *shoen*. It was not a *gunzi* or a *tone* but messengers of an emperor or retired emperor and local officials who were local men of standing that gave their sanction, and *shoen* began to recieve official recognition as a government. There were two concrete operations of *rikken*. One was

the investigation of lands, called *kenchu* 検注, and the other was to erect wooden landmarks called *bōji* 勝示 on the border line of *shoen*. The former was important until the middle of the 13th century and afterwards the latter was given more emphasis. But in the middle of the 13th century, *rikken* came to an end.

The definition of *shoen* had changed, and it became necessary to obtain an emperor's or retired emperor's sanction. Additionally, *shoen* organization began to take the place of the local administrative organization, *kokuga* 国衙. When they set up *shoen*, the owners did not send their own messengers, instead those of an emperor or retired emperor went to the spot and went through *rikken* procedures with local officers. The emperors decided the territory of *shoen* and gave many kinds of special rights; problems within the *shoen* were left to the owner. The *shoen* system was established in this way, and after the middle of the 13th century, it entered a new stage.

Process of the Political Change about Debates on the Expedition to Korea

TAKAHASHI Hidenao

This article attempts to elucidate the actual conditions and historical significance of the political changes surrounding the debates on the Expedition to Korea, an issue which has recently been the object of much research.

During the fifth and sixth years of the Meiji period, fierce opposition developed between those ministries which attempted to enlarge haphazardly an "enlightened policy (開化政策)" in order to modernize rapidly and the Ministry of Finance, controlled by the Kido group, which tried to restrict this policy. During the latter of the fifth year of the Meiji, except for the Kido group, most people in government tended towards a hard line towards foreign countries and came to advocate an expedition to Taiwan. The Ministry of Finance firmly opposed this tendency and prevented the expedition. In the governmental reform of May, the sixth year of the Meiji period, the Kido group's control over the Ministry of Finance was